

# 資料編

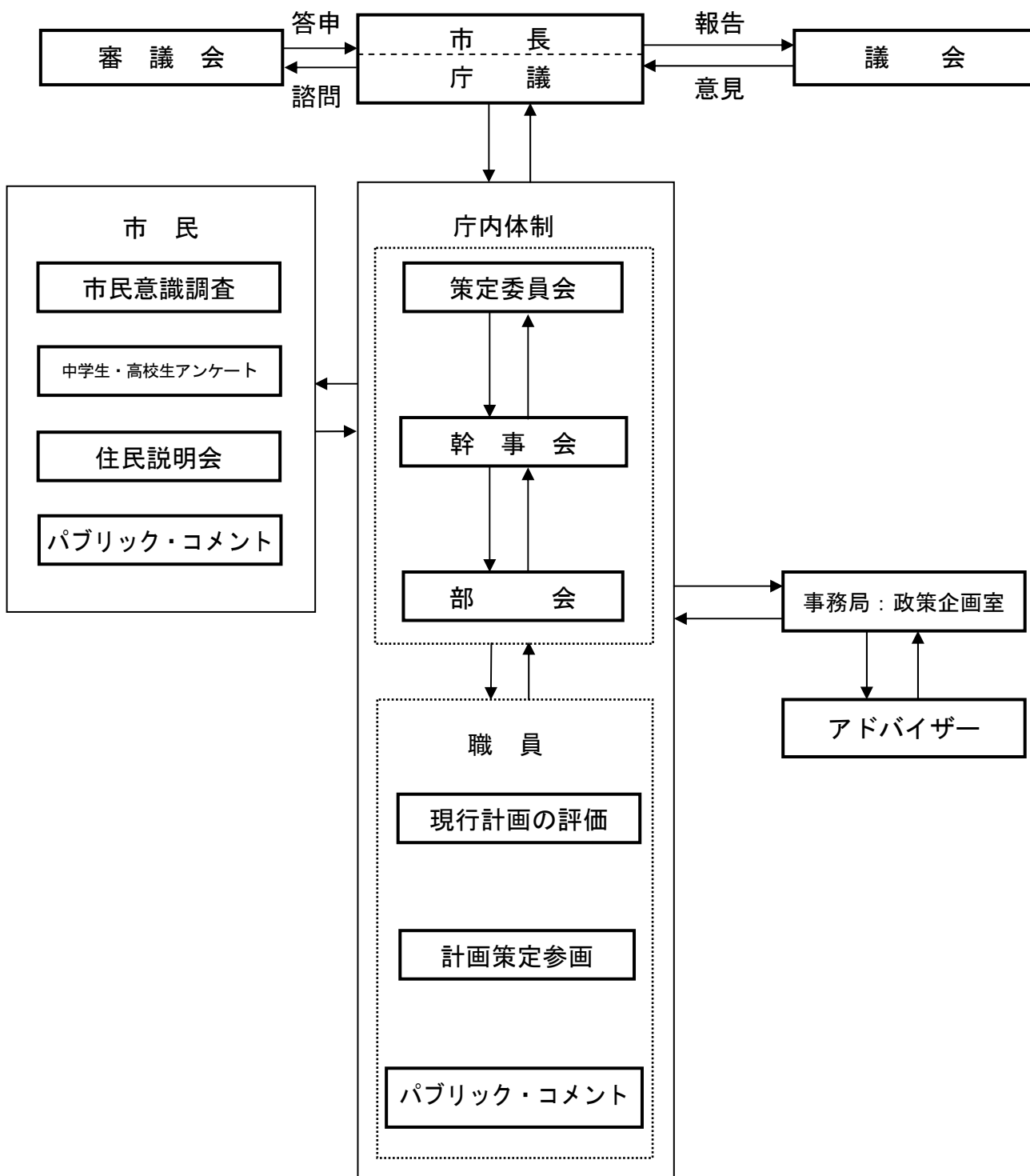
# 1 策定の経過

| 年       | 月 日               | 項 目   |
|---------|-------------------|---|
| 平成 21 年 | 8月14日             | 策定方針決定  |
|         | 9月18日～<br>10月 1日  | 中学生・高校生アンケート実施<br>(標本数237票、有効回収数237票、有効回収率100%) |
|         | 12月25日            | 策定方針改訂  |
| 平成 22 年 | 1月12日             | 第1回策定委員会 (各種調査結果について、今後の日程について)                 |
|         | 1月14日～<br>1月15日   | 職員説明会 (策定方針について、市民意識調査について、前期基本計画の<br>評価について)   |
|         | 3月 1日～<br>3月15日   | 市民意識調査実施<br>(標本数2,980票、有効回収数1,136票、有効回収率38.1%)  |
|         | 4月21日             | 第1回幹事会 (施策体系について)                               |
|         | 4月22日             | 第2回幹事会 (施策体系について)                               |
|         | 5月 6日             | 第2回策定委員会 (施策体系について)                             |
|         | 5月12日～<br>5月13日   | 第3回幹事会 (素案について)                                 |
|         | 5月24日             | 第3回策定委員会 (素案について)                               |
|         | 7月14日             | 第1回審議会 (諮問、進め方について)                             |
|         | 8月 2日             | 第2回審議会 (素案について)                                 |
|         | 8月 9日             | 第3回審議会 (素案について)                                 |
|         | 8月23日             | 第4回審議会 (素案について)                                 |
|         | 9月21日             | 第5回審議会 (素案について)                                 |
|         | 9月29日             | 第6回審議会 (素案について)                                 |
|         | 10月 6日            | 第7回審議会 (素案について)                                 |
|         | 10月22日            | 第8回審議会 (素案について)                                 |
|         | 11月 8日            | 第4回策定委員会 (素案について)                               |
|         | 11月15日～<br>12月14日 | 後期基本計画案への市民パブリックコメント募集<br>(10人から提出)             |
|         | 11月15日            | 住民説明会 (午後7時から産業文化センター 参加住民6人)                   |
|         | 11月18日            | 職員説明会   |
|         | 11月19日            | 職員説明会   |
|         | 11月20日            | 住民説明会<br>(午前10時から市役所5階大会議室 参加住民12人)             |
|         | 11月22日～<br>12月 6日 | 後期基本計画案への庁内パブリック・コメント募集                         |
|         | 11月26日            | 市議会全員協議会にて後期基本計画案説明                             |
|         | 11月26日～<br>12月17日 | 議員 (会派別) からの意見募集                                |
|         | 平成 23 年           | 1月11日   |
| 1月14日   |                   | 第10回審議会 (素案について)                                |
| 1月24日   |                   | 審議会答申   |
| 1月26日   |                   | 第5回策定委員会  |
| 1月31日   |                   | 庁議にて後期基本計画決定                                    |
| 2月15日   |                   | 市議会全員協議会にて後期基本計画説明                              |

## 2 策定体制・フロー

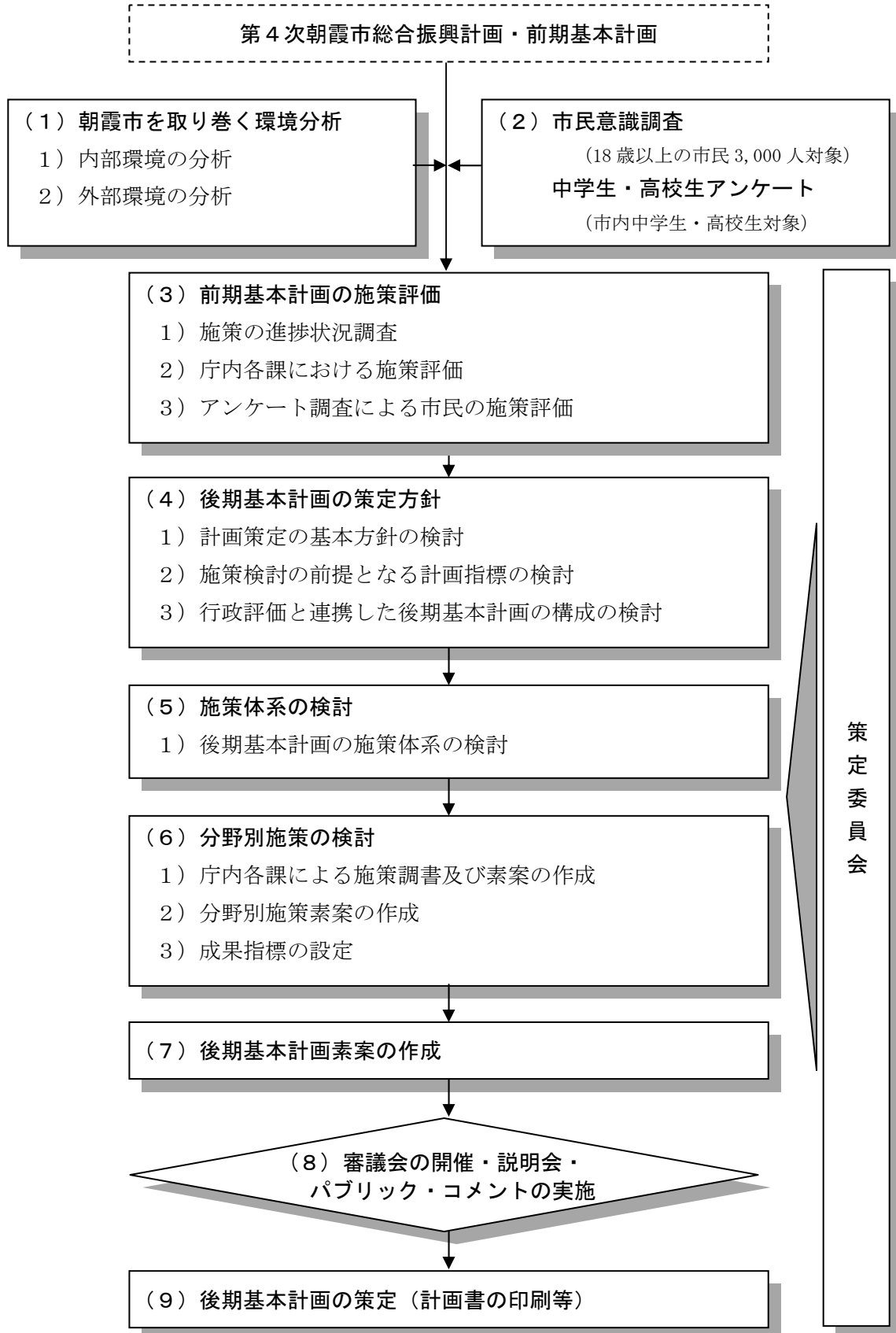
### (1) 策定体制

#### 第4次総合振興計画後期基本計画策定体制



(2) 策定フロー

策定フロー



# 3 朝霞市総合振興計画審議会

## (1) 朝霞市総合計画審議会条例

昭和 45 年 3 月 12 日  
条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、朝霞市総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、市の総合振興計画に関し、必要な調査及び審議を行うため、朝霞市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の議会の議員
- (2) 市の教育委員会の委員
- (3) 市の農業委員会の委員
- (4) 市内の公共的団体等の役員及び職員
- (5) 知識経験を有する者
- (6) 公募による市民

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第 6 条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 委員が属する部会は、会長が指名する。

第 7 条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 8 条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(幹事)

第 9 条 審議会に、必要な調査及び資料の収集を行うため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて、会務を処理する。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、政策企画室において処理する。

(雑則)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 年条例第 28 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年条例第 5 号)

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 41 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## (2) 委員名簿

◎会長、○副会長

| 選出枠                 | 人数 | 委員名    | 備 考              |
|---------------------|----|--------|------------------|
| 第1号 議員              | 4人 | 大橋 正好  | 朝霞市市議会議員         |
|                     |    | 岡崎 和広  | 朝霞市市議会議員         |
|                     |    | 田辺 淳   | 朝霞市市議会議員         |
|                     |    | 船本 祐志  | 朝霞市市議会議員         |
| 第2号 教育委員会委員         | 1人 | 鈴木 泰代  | 朝霞市教育委員会委員長      |
| 第3号 農業委員会委員         | 1人 | 相澤 清   | 朝霞市農業委員会会長       |
| 第4号 市内の公共的団体等の役員・職員 | 6人 | 糸魚川 友宏 | 朝霞市PTA連合会        |
|                     |    | 金子 好隆  | 朝霞市社会福祉協議会会長     |
|                     |    | 島 礼次   | 朝霞市自治会連合会会長      |
|                     |    | ○鈴木 龍久 | 朝霞市商工会副会長        |
|                     |    | 高橋 隆二  | 朝霞市老人クラブ連合会会長    |
|                     |    | 中森 茂治  | 朝霞青年会議所理事長       |
| 第5号 知識経験を有する者       | 5人 | 井上 晶子  | 元川越市助役           |
|                     |    | ◎内田 雄造 | 東洋大学教授           |
|                     |    | 高橋 健介  | 東洋大学講師           |
|                     |    | 萩原 淳司  | 埼玉りそな産業協力財団主席研究員 |
|                     |    | 宮崎 進   | 元朝霞市職員           |
| 第6号 公募による市民         | 3人 | 大杉 信子  | 市民               |
|                     |    | 北見 忠英  | 市民               |
|                     |    | 佐藤 格   | 市民               |

平成22年7月14日委嘱時現在

(3) 諮問及び答申

《諮問》

朝政発第80号  
平成22年7月14日

朝霞市総合振興計画審議会会長 様

朝霞市長 富岡 勝則

第4次朝霞市総合振興計画について（諮問）

朝霞市総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

《答申》

平成23年1月24日

朝霞市長 富岡 勝則 様

朝霞市総合振興計画審議会  
会長 内田 雄造

第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画の策定について（答申）

平成22年7月14日付朝政発第80号をもって諮問のあった第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画について、当審議会において10回にわたり慎重に審議した結果、別冊のとおり取りまとめましたので答申いたします。

なお、総合振興計画の進行管理の方法などについて、当審議会において出された具体的な意見を「付帯意見」として別紙にまとめましたので、特段の配慮をお願いします。

(別紙)

朝霞市総合振興計画後期基本計画に関する付帯意見

- (1) 今回の計画には、資料として朝霞市の主な個別計画を列挙しました。その中で、特に各部に関わる基本計画（マスタープラン）については、所管において市民参加の審議会等が進行管理を行いつつありますが、未だ、基本計画の策定に至っていない部署及び、計画があっても進行管理が行われていない部署については、後期基本計画において対応されるよう担当課の努力をお願いします。
- (2) 前期基本計画と同様に後期基本計画の進行管理についても、これを担う組織が原則として必要です。しかしながら、当面は、所管の分野について、新たに設けられた成果指標と併せ、各所管において市民参加の審議会等が進行管理を行い、その評価結果を受けて、全体の進行管理は既存の外部評価委員会が担当することが現実的と思われる。



## 4 庁内体制

### (1) 策定委員会要綱

#### 第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画策定委員会要綱

##### (設置)

第1条 第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定を行うため、第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

##### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 後期基本計画の策定に関する事項
- (2) その他後期基本計画策定に必要な事項

##### (組織)

第3条 策定委員会は、別表1に定める者をもって組織する。

- 2 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、審議監の職にある者をもって充て、副委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、策定委員会を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第4条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会は、その事務を処理するために必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

##### (幹事会)

第5条 所掌する事務について、調査、研究させるため、策定委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。
- 4 幹事は、部会長及び副部会長をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 6 幹事長は、必要に応じて幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求めることができる。

##### (部会)

第6条 幹事会に、別表2に掲げる部会を置く。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。
- 4 部会員は、別表2に定める課所等の課長又は、課長級の職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は、部会の会務を総理し、所掌事務にかかる部門別計画案その他必要な資料等を幹事会に提出するものとする。
- 6 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

##### (庶務)

第7条 策定委員会及び幹事会（以下「策定委員会等」という。）の庶務は、政策企画室において処理する。

##### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会等の運営に関し必要な事項は、策定委員会委員長が定める。

##### 附 則

この要綱は、平成21年8月14日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

## 別表 1 (策定委員会)

|   |
|---|
| 委員 長：審議監<br>副委員長：委員の互選<br>委 員：総務部長、市民環境部長、福祉部長、健康づくり部長、都市建設部長、会計管理者、水道部長、議会事務局、学校教育部長、生涯学習部長、監査委員事務局長 |
|---|

### (幹事会)

|   |
|---|
| 幹 事 長：幹事の互選<br>副幹事長：幹事の互選<br>幹 事：部会長、副部会長 |
|---|

## 別表 2 (部 会)

| 部会名          | 構 成  |
|--------------|--|
| 総務部会(14 課)   | 秘書室、政策企画室、職員課、人権庶務課、市政情報課、危機管理課、財政課、財産管理課、課税課、納税課、出納室、議会総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局 |
| 市民環境部会(10 課) | 総合窓口課、地域づくり支援課、産業振興課、環境保全課、資源リサイクル課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所、憩いの湯、農業委員会事務局         |
| 健康福祉部会(5 課)  | 福祉課、長寿はつらつ課、子育て支援課、健康づくり課、保険年金課  |
| 都市建設部会(8 課)  | 都市計画課、建築課、道路交通課、下水道課、入札契約室、検査室、水道経営課、水道施設課                                     |
| 教育部会(10 課)   | 教育総務課、教育管理課、教育指導課、学校給食課、生涯学習課、スポーツ課、文化財課、中央公民館、図書館、猪苗代湖自然の家                    |

※構成は行政組織順で記載。

## (2) 名簿

### ①策定委員会

◎委員長 ○副委員長

| 職       | 氏名            | 職        | 氏名           |
|---------|---------------|----------|--------------|
| 審議監     | ◎田中 幸裕        | 会計管理者    | 関根 悟 (酒井静夫)  |
| 総務部長    | ○小林 光夫 (三吉正徳) | 水道部長     | 新井 重隆 (高橋俊有) |
| 市民環境部長  | 崎原 浩二 (石川喜市)  | 議会事務局長   | 丸山 義治        |
| 福祉部長    | 小林 清 (安田秀隆)   | 学校教育部長   | 内田 明         |
| 健康づくり部長 | 中村 之男         | 生涯学習部長   | 安田 秀隆 (竹澤秀夫) |
| 都市建設部長  | 高橋 涼          | 監査委員事務局長 | 星野 義雄 (江田晴夫) |

平成 23 年 1 月 1 日現在 (カッコ内は平成 22 年 12 月 31 日までの前任者)

### ②策定委員会幹事会

◎幹事長 ○副幹事長

| 部 会 名  | 課 名    | 職 名    | 氏 名    |
|--------|--------|--------|--------|
| 総務部会   | 危機管理課  | 参事兼課長  | 関根 悟   |
|        | 出納室    | 室長     | 小野里 雅子 |
| 市民環境部会 | 産業振興課  | 部次長兼課長 | 細沼 栄   |
|        | 環境保全課  | 参事兼課長  | 島村 幸広  |
| 健康福祉部会 | 健康づくり課 | 部次長兼課長 | 菅田 恵子  |
|        | 福祉課    | 部次長兼課長 | 小林 清   |
| 都市建設部会 | 検査室    | 室長     | ◎谷 正之  |
|        | 入札契約室  | 室長     | 渡辺 淳史  |
| 教育部会   | スポーツ課  | 部次長兼課長 | ○安岡 誠治 |
|        | 教育指導課  | 参事兼課長  | 横山 敬一  |

平成 22 年 12 月 31 日現在

③策定部会

◎部会長 ○副部会長

| 部会名              | 課名         | 職名           | 氏名       |
|------------------|------------|--------------|----------|
| 総務部会<br>(14 課)   | 秘書室        | 室長           | 宮村 徹     |
|                  | 政策企画室      | 主幹兼室長補佐      | 神田 直人    |
|                  | 職員課        | 主幹兼課長補佐      | 関根 千賀子   |
|                  | 人権庶務課      | 参事兼課長        | 岡田 健     |
|                  | 市政情報課      | 主幹兼課長補佐      | 清水 豊     |
|                  | 危機管理課      | 参事兼課長        | ◎ 関根 悟   |
|                  | 財政課        | 主幹兼課長補佐      | 上野 正道    |
|                  | 財産管理課      | 主幹兼課長補佐      | 星野 和彦    |
|                  | 課税課        | 課長           | 木村 宏     |
|                  | 納税課        | 参事兼課長        | 渡辺 幸一    |
|                  | 出納室        | 室長           | ○ 小野里 雅子 |
|                  | 議会総務課      | 局次長兼課長       | 坂田 精一    |
|                  | 選挙管理委員会事務局 | 局長           | 蕪木 正明    |
|                  | 監査委員事務局    | 主幹兼局次長       | 塩野 彰     |
| 市民環境部会<br>(10 課) | 総合窓口課      | 部次長兼課長       | 渡辺 健司    |
|                  | 地域づくり支援課   | 課長兼憩いの湯所長    | 比留間 寿昭   |
|                  | 産業振興課      | 部次長兼課長       | ◎ 細沼 栄   |
|                  | 環境保全課      | 参事兼課長        | ○ 島村 幸広  |
|                  | 資源リサイクル課   | 課長           | 佐藤 隆司    |
|                  | 内間木支所      | 所長           | 安田 説夫    |
|                  | 朝霞台出張所     | 参事兼所長        | 石本 成生    |
|                  | 朝霞駅前出張所    | 所長           | 新井 隆美    |
|                  | 憩いの湯       | 所長兼地域づくり支援課長 | 比留間 寿昭   |
|                  | 農業委員会事務局   | 局長           | 飯島 勤     |
| 健康福祉部会<br>(5 課)  | 福祉課        | 部次長兼課長       | ○ 小林 清   |
|                  | 子育て支援課     | 参事兼課長        | 田中 幸男    |
|                  | 長寿はつらつ課    | 課長           | 目崎 康浩    |
|                  | 健康づくり課     | 部次長兼課長       | ◎ 菅田 恵子  |
|                  | 保険年金課      | 課長           | 薮塚 耕二    |
| 都市建設部会<br>(8 課)  | 都市計画課      | 参事兼課長        | 内田 肇     |
|                  | 建築課        | 部次長兼課長       | 池田 邦臣    |
|                  | 道路交通課      | 部次長兼課長       | 星野 義雄    |
|                  | 下水道課       | 参事兼課長        | 松本 茂     |
|                  | 入札契約室      | 室長           | ○ 渡辺 淳史  |
|                  | 検査室        | 室長           | ◎ 谷 正之   |
|                  | 水道経営課      | 部次長兼課長       | 新井 重隆    |
|                  | 水道施設課      | 課長           | 橋本 則夫    |
| 教育部会<br>(10 課)   | 教育総務課      | 課長           | 高橋 弘     |
|                  | 教育管理課      | 課長           | 嶋 徹      |
|                  | 教育指導課      | 参事兼課長        | ○ 横山 敬一  |
|                  | 学校給食課      | 課長           | 伊藤 幹男    |
|                  | 生涯学習課      | 課長           | 田村 道子    |
|                  | スポーツ課      | 部次長兼課長       | ◎ 安岡 誠治  |
|                  | 文化財課       | 課長           | 神津 明美    |
|                  | 中央公民館      | 参事兼中央公民館長    | 藤田 五月    |
|                  | 図書館        | 館長           | 蕪木 行雄    |
| 猪苗代湖自然の家         | 所長         | 加藤 武         |          |

平成 22 年 12 月 31 日現在

# 5 市民意向の把握

## (1) 市民意識調査の概要

### ①調査の目的

「後期基本計画」を策定する基礎資料として活用するために行ったもの。

### ②調査の方法

- ・調査対象 市内居住の18歳以上の男女
- ・対象者数 3,000人
- ・抽出方法 住民基本台帳（平成22年3月1日現在）から無作為抽出
- ・調査方法 郵送配布・郵送回収
- ・調査期間 平成22年3月1日送付、3月15日締切

### ③調査項目

- ・朝霞市のイメージについて
- ・日常生活について
- ・市の全般的な取組みについて
- ・まちづくりへの市民の参加について
- ・市政について
- ・自由記入意見

### ④回収結果

- ・標本数 2,980票（宛先不明（20票）を含む総発送数は3,000票）
- ・有効回収数 1,136票
- ・有効回収率 38.1%

## (2) 中学生・高校生アンケートの概要

### ①調査の目的

「後期基本計画」を策定する基礎資料として活用するために行ったもの。

### ②調査の方法

- ・調査対象 朝霞市に立地する市立中学校及び県立高校に在学する生徒
- ・対象数 237人
- ・抽出方法 各学校とも1クラスずつ
- ・調査方法 学校を通じて配布・回収
- ・調査期間 平成21年9月18日～10月1日

### ③調査項目

- ・朝霞市について日頃感じていること
- ・これからの朝霞市のまちづくりについて

### ④回収結果

- ・標本数 237票
- ・有効回収数 237票
- ・有効回収率 100%

## (3) パブリック・コメントの概要

①実施期間 平成22年11月15日～12月14日

②方法 広報、ホームページ、公共施設において公開

③受付 メール、ファックス、窓口持参

④結果 10人から意見提出、意見数143件

## 6 主な個別計画一覧

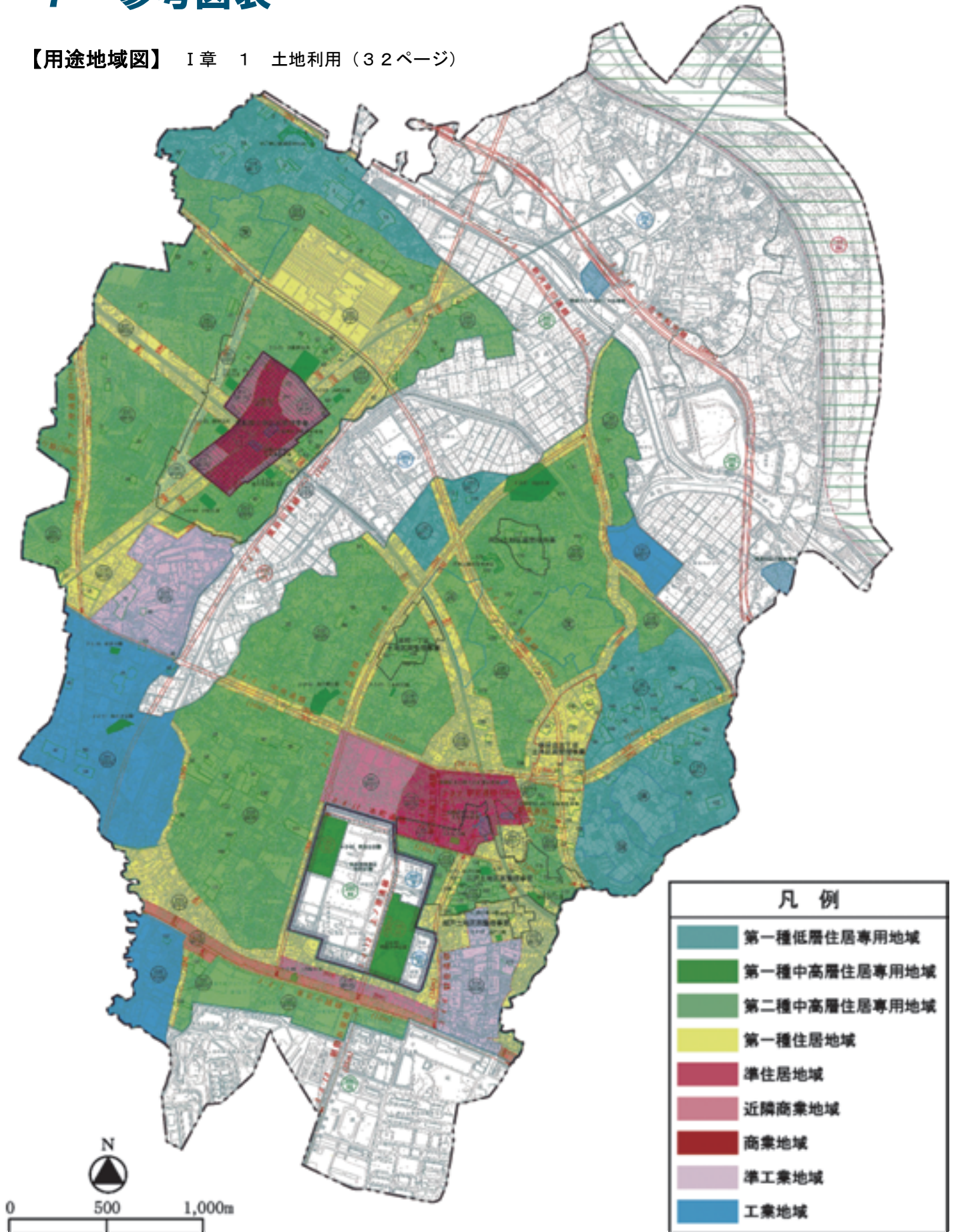
| 施策の大綱                            | 大柱          | 計画名   | 部                   | 課                     |
|----------------------------------|-------------|---|---------------------|-----------------------|
| I章 自然と調和したゆとりある都市づくり(都市整備)       | I章全般        | 都市計画マスタープラン(H16～37)<br>《都市計画審議会》  | 都市建設部               | 都市計画課                 |
|                                  | 1 土地利用      | 基地跡地利用計画(H20～)  | —                   | 政策企画室                 |
|                                  | 2 道路・橋梁     | 市道整備基本計画  | 都市建設部               | 道路交通課                 |
|                                  | 3 公園・緑地・河川  | 緑の基本計画(H12～32)<br>《緑化推進会議》  | 都市建設部               | 都市計画課                 |
|                                  | 4 上水道・下水道   | 水道事業経営第4次拡張変更(H13～25)<br>水道事業財政収支計画(H22～24)<br>《水道審議会》  | 水道部<br>水道部          | 水道経営課<br>水道経営課        |
|                                  | 5 景観        |   |                     |                       |
| II章 安全で快適な生活環境づくり(生活環境)          | 1 防災・消防・救急  | 地域防災計画(H20～)<br>《防災会議》<br>国民保護計画(H19～)<br>《国民保護協議会》<br>建築物耐震改修促進計画(H21～27)  | 総務部<br>総務部<br>都市建設部 | 危機管理課<br>危機管理課<br>建築課 |
|                                  | 2 交通        | 市道整備基本計画(H3～)   | 都市建設部               | 道路交通課                 |
|                                  | 3 環境        | 環境基本計画(H14～23)<br>《環境審議会》<br>第2次地球温暖化対策実行計画(H21～25)   | 市民環境部<br>市民環境部      | 環境保全課<br>環境保全課        |
|                                  | 4 ごみ・し尿処理   | 第4次一般廃棄物処理基本計画(H21～30)<br>《廃棄物減量等推進審議会》、《一般廃棄物処理業務に係る専門委員会》<br>分別収集計画<br>《リサイクル推進員連絡会議》                                 | 市民環境部<br>市民環境部      | 資源リサイクル課<br>資源リサイクル課  |
|                                  | 5 生活        | 第2次防犯推進計画(H23～27)<br>《防犯推進協議会》  | 総務部                 | 危機管理課                 |
| III章 みんなで支え合う健やかな社会づくり(福祉・健康づくり) | 1 子育て支援     | あさか子どもプラン 次世代育成支援行動計画・後期計画(H22～26)<br>《あさか子どもプラン推進委員会》、<br>《保育園運営協議会》、《児童館運営協議会》、《要保護児童対策地域協議会》、<br>《育成協議会》、《育成保育審査委員会》 | 福祉部                 | 子育て支援課                |
|                                  | 2 高齢者支援     | 第4期高齢者福祉計画(H21～23)<br>《高齢者福祉計画推進会議》、《地域包括支援センター*運営協議会》、<br>《地域密着型サービス運営委員会》   | 健康づくり部              | 長寿はつらつ課               |
|                                  | 3 障害者支援     | 第3次障害者プラン(H19～23)<br>《障害者プラン推進委員会》、《障害者自立支援協議会》<br>第2期障害福祉計画(H21～23)  | 福祉部                 | 福祉課                   |
|                                  | 4 地域福祉・社会保障 | 第2期地域福祉計画(H23～27)<br>《地域福祉計画進行管理委員会》、<br>《総合福祉センター運営協議会》<br>特定健康診査等実施計画(H20～24)<br>《国民健康保険運営協議会》                        | 福祉部<br>健康づくり部       | 福祉課<br>保険年金課          |
|                                  | 5 保健・医療     | あさか健康プラン21(H16～24)<br>《あさか健康プラン21推進委員会》、<br>《健康づくり推進協議会》  | 健康づくり部              | 健康づくり課                |

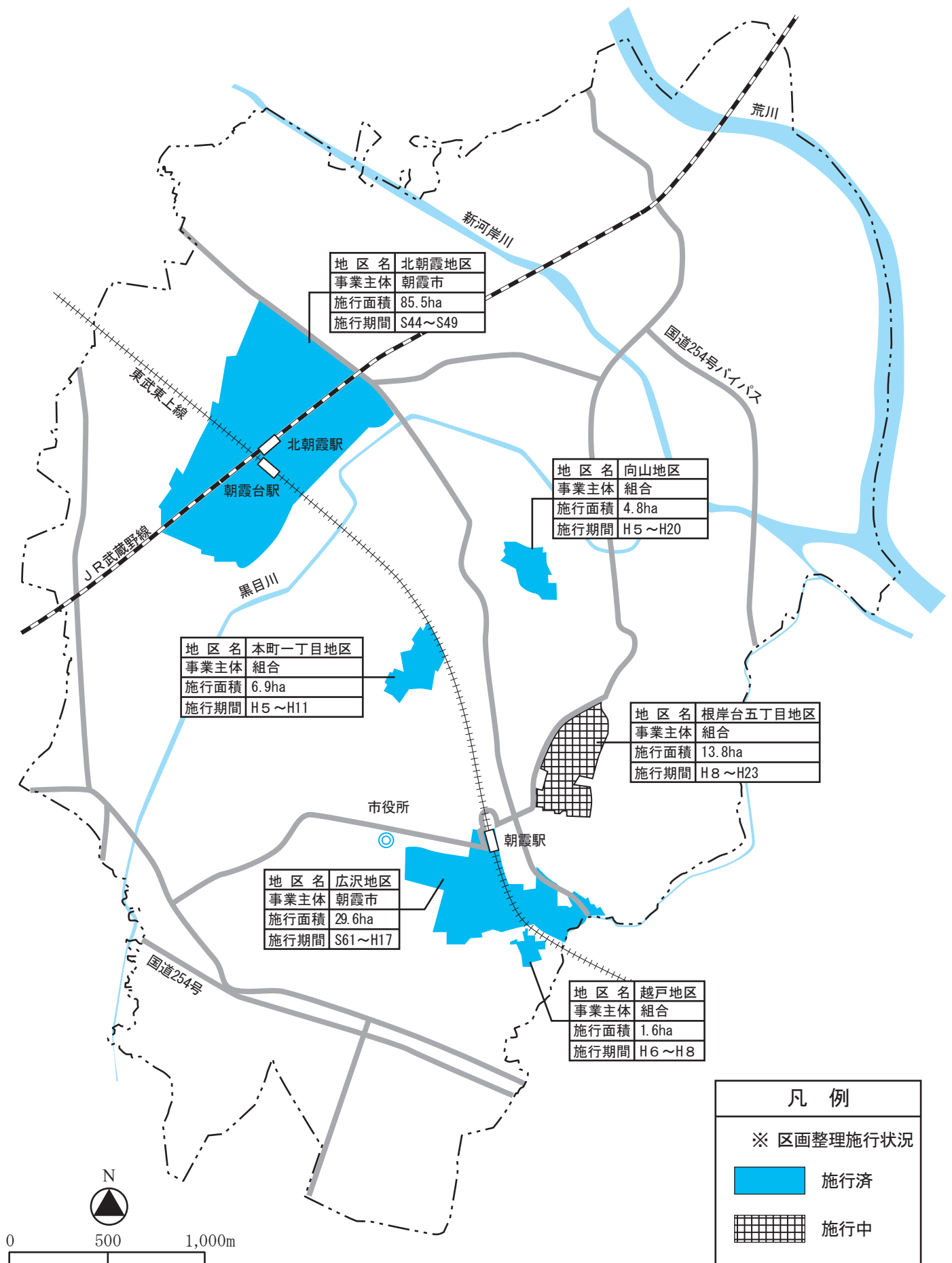
| 施策の大綱                           | 大柱              | 計画名   | 部               | 課                     |
|---------------------------------|-----------------|---|-----------------|-----------------------|
| IV章 豊かな心と人間性を育む人づくり（教育・文化）      | 1 学校教育          |   |                 |                       |
|                                 | 2 青少年育成         |   |                 |                       |
|                                 | 3 生涯学習          | 第2次生涯学習計画（H19～28）<br>《青少年問題協議会》   | 生涯学習部           | 生涯学習課                 |
|                                 | 4 スポーツ・レクリエーション |   |                 |                       |
|                                 | 5 地域文化          |   |                 |                       |
| V章 まちの活力を生み出す産業づくり（産業振興）        | V章全般            | 商業振興ビジョン（H16～27）  | 市民環境部           | 産業振興課                 |
|                                 | 1 産業育成          |   |                 |                       |
|                                 | 2 産業活性化         |   |                 |                       |
| VI章 ふれあいと連帯を広げる地域づくり（交流・コミュニティ） | 3 中小企業・勤労者支援    | 中心市街地活性化基本計画（H15～）  | 市民環境部           | 産業振興課                 |
|                                 | 1 コミュニティ        |   |                 |                       |
|                                 | 2 市民活動          |   |                 |                       |
|                                 | 3 男女平等          | 男女平等推進行動計画（H18～27）<br>《男女平等推進審議会》、《男女平等推進審議会専門部会》                               | 総務部             | 人権庶務課                 |
|                                 | 4 国際化           | 国際化基本指針（H21～）   | 市民環境部           | 地域づくり支援課              |
| VII章 構想推進のために                   | 5 人権            |   |                 |                       |
|                                 | 1 市民参画          | 市民協働*指針（H20～）   | 市民環境部           | 地域づくり支援課              |
|                                 | 2 行政            | 第4次行政改革大綱（H23～27）《外部評価委員会》、《行政改革懇談会》<br>人材育成基本方針（H17～）<br>朝霞市有公共施設耐震化計画（H20～26） | —<br>総務部<br>総務部 | 政策企画室<br>職員課<br>財産管理課 |
|                                 | 3 財政            |   |                 |                       |

注：表中、《》は、計画に関連のある審議会等です。

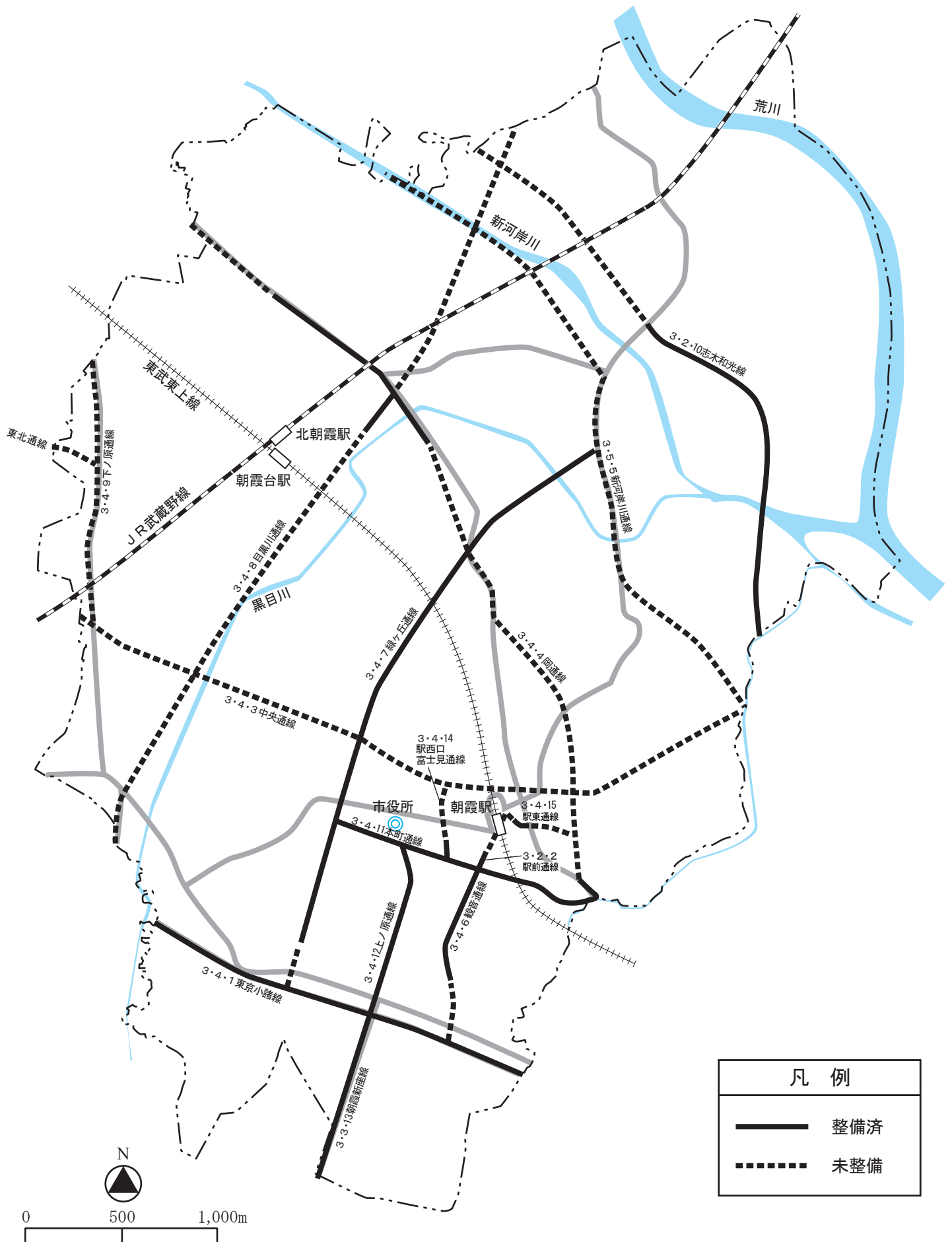
# 7 参考図表

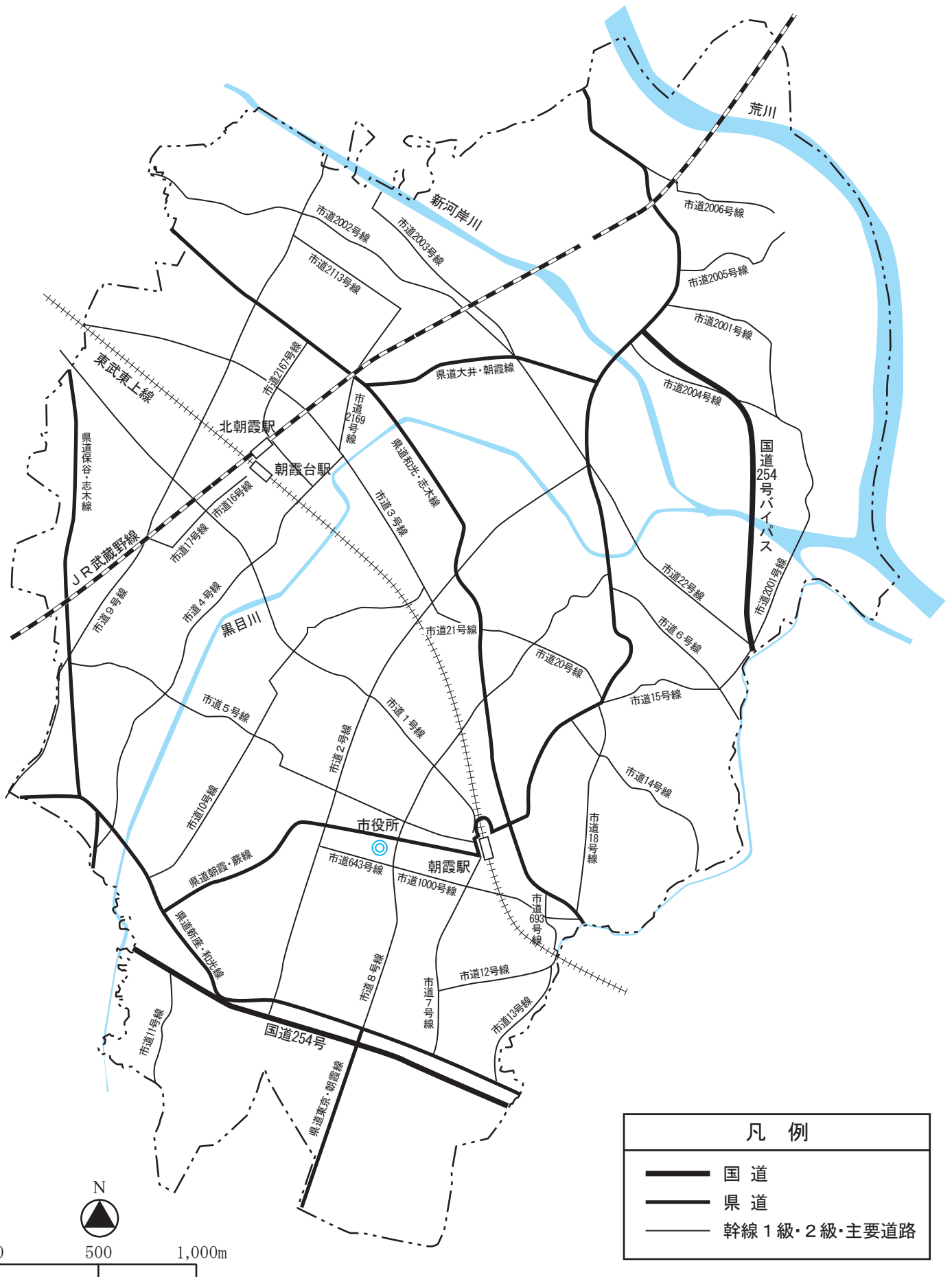
【用途地域図】 I章 1 土地利用（32ページ）

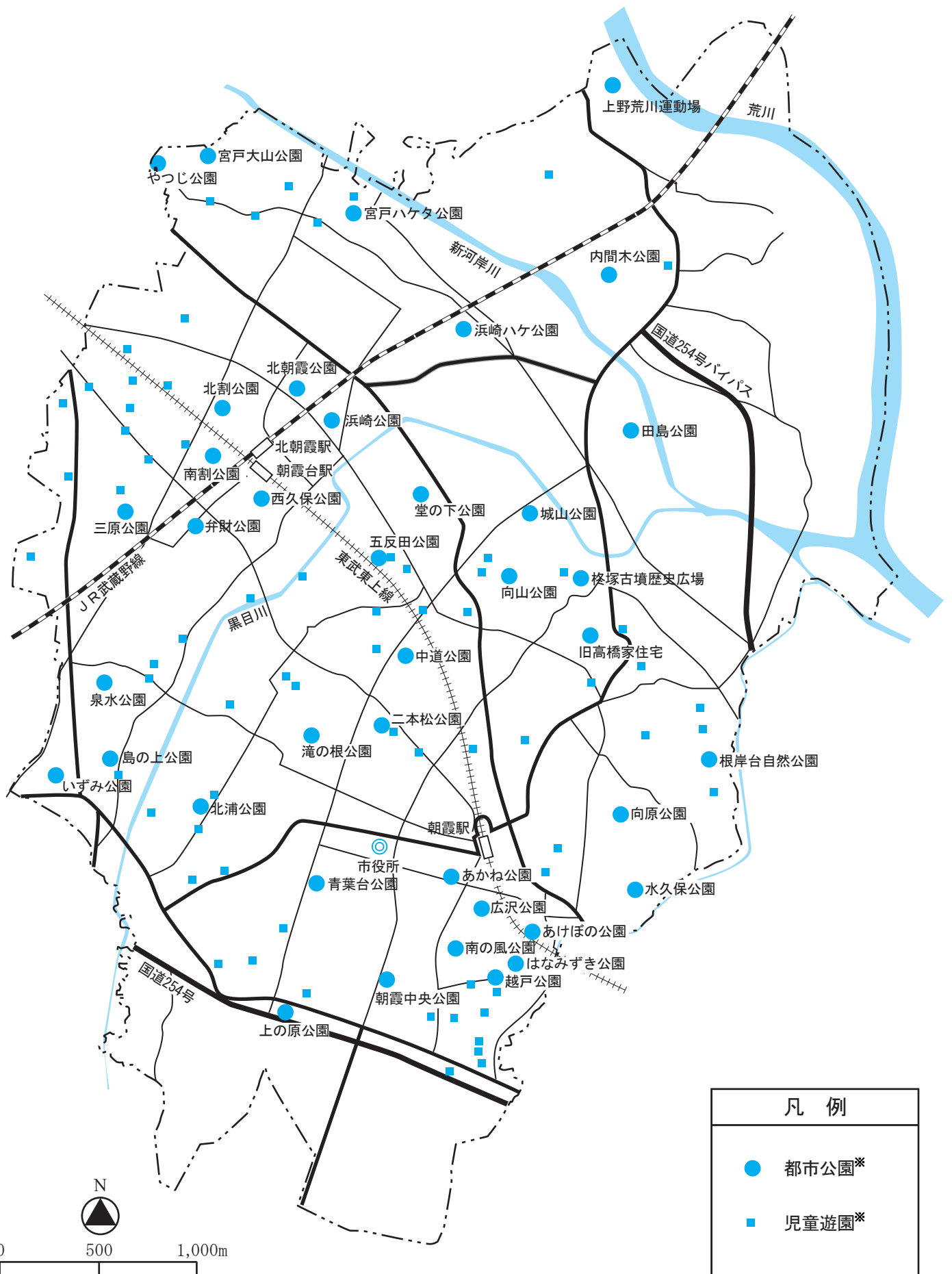


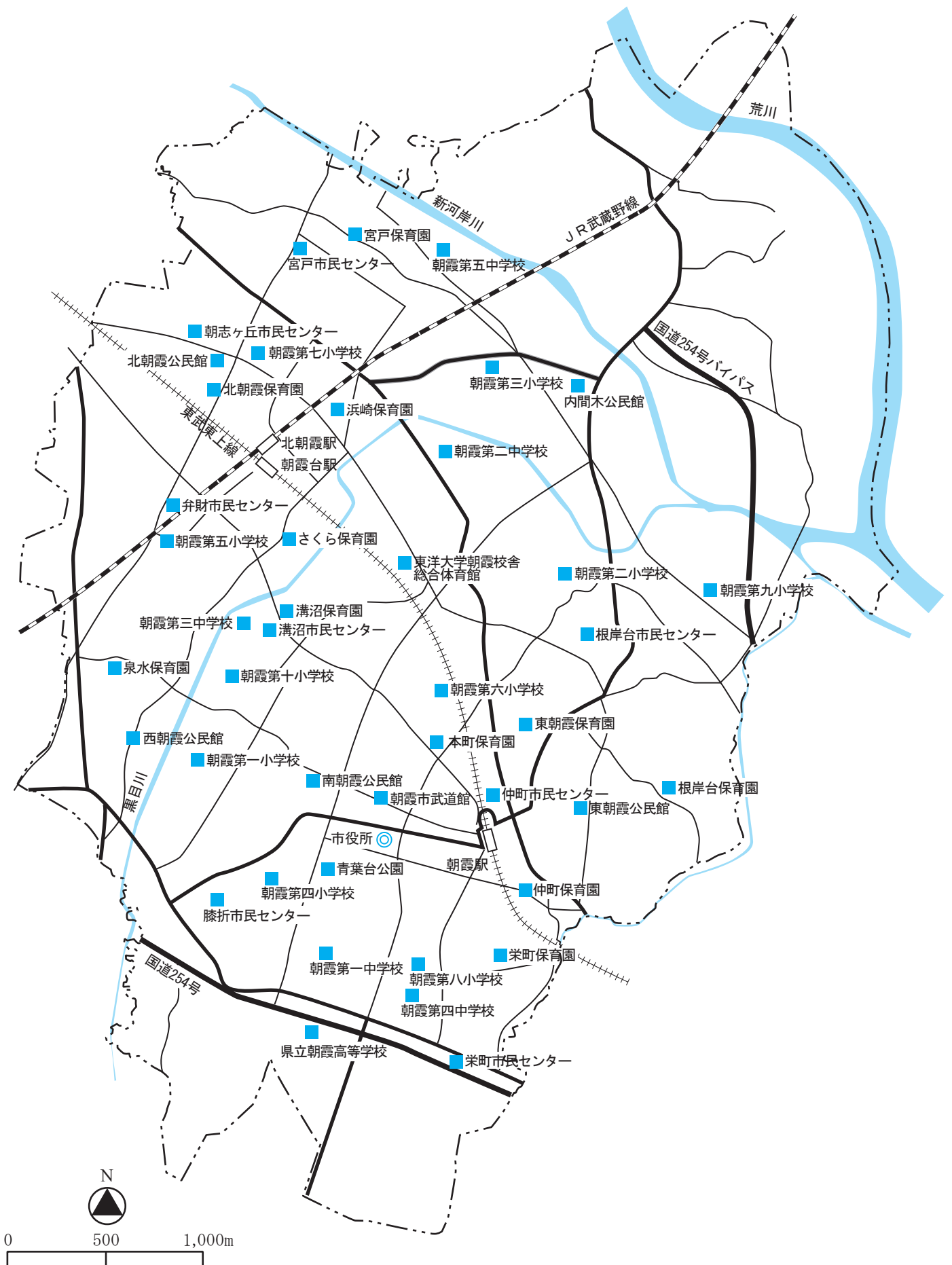


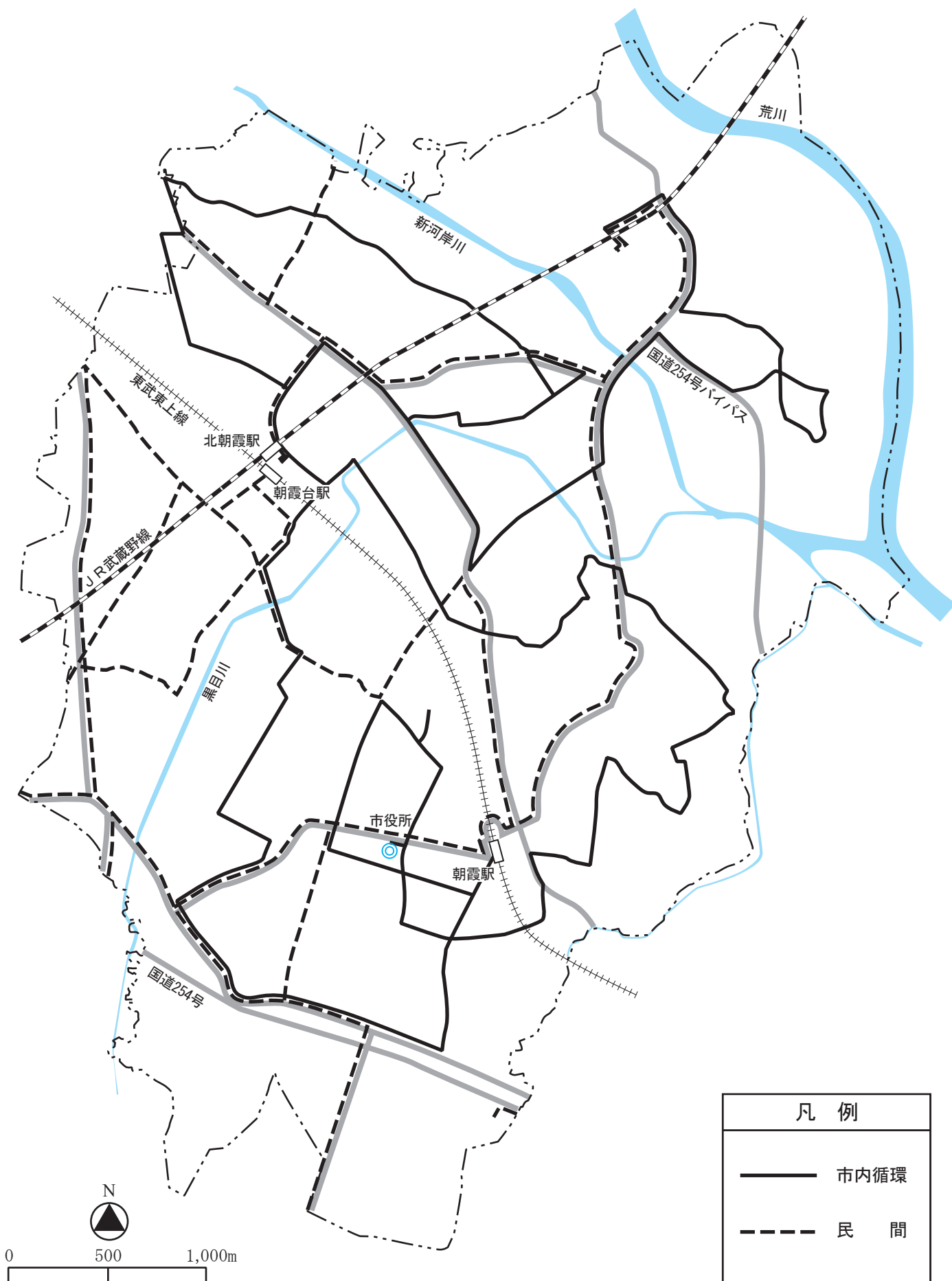


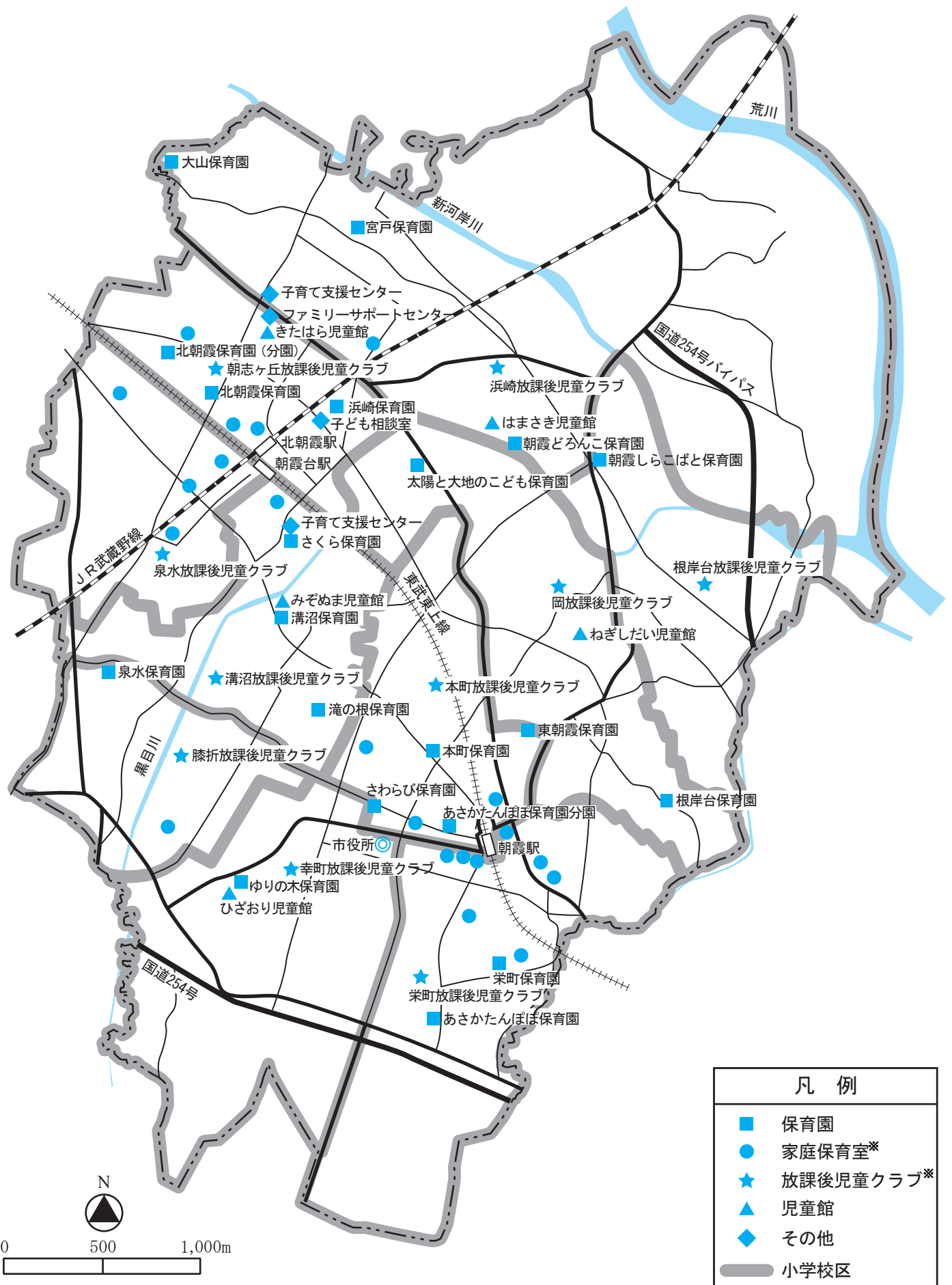


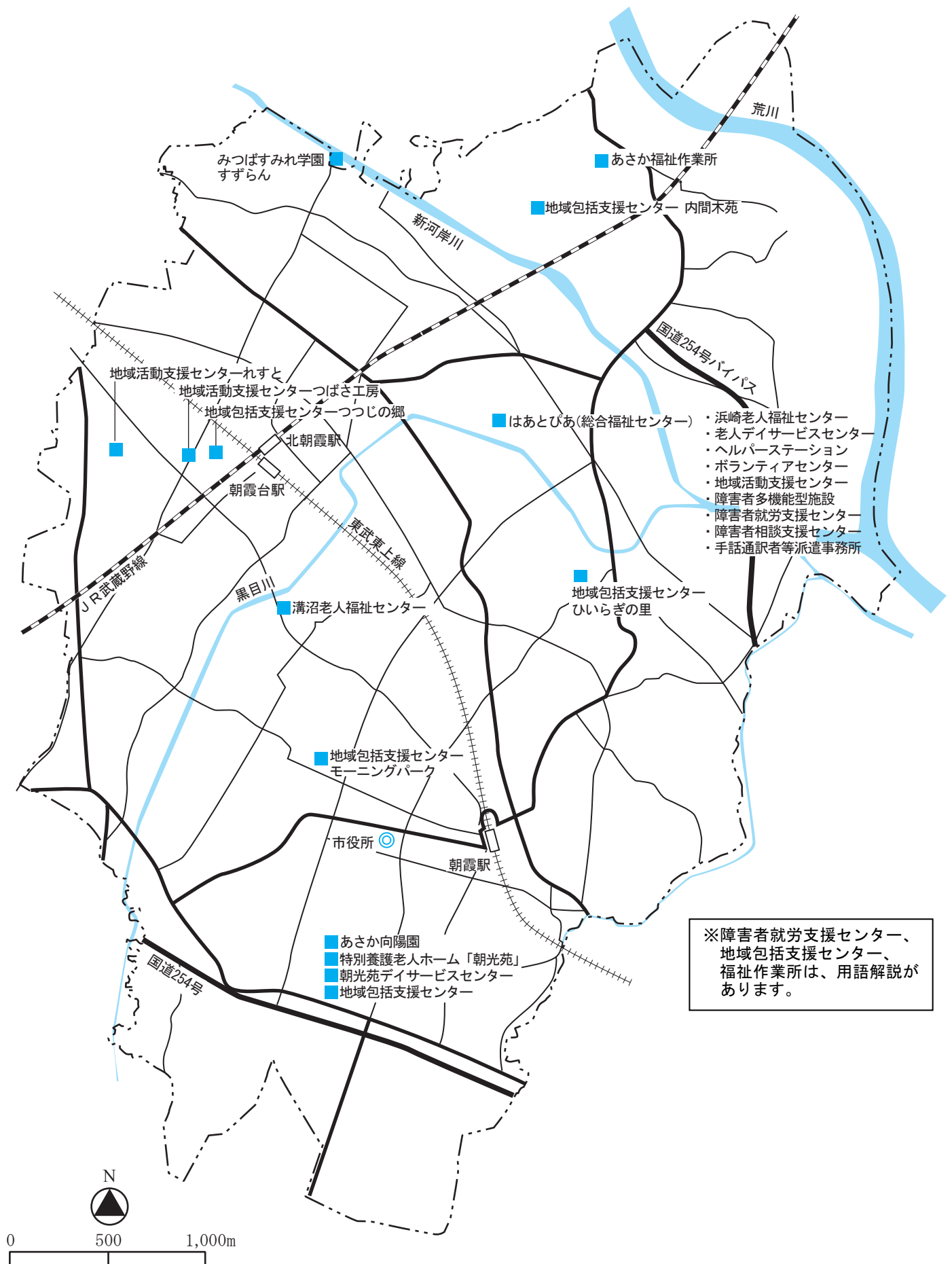












【各種検診受診者数の推移】 Ⅲ章 5 保健・医療（66ページ）

（単位：人、％）

|          |           | 平成19年度           |       | 平成20年度           |       | 平成21年度           |       | 許容値(注)  |         |
|----------|-----------|------------------|-------|------------------|-------|------------------|-------|---------|---------|
|          |           | 人数               | 率     | 人数               | 率     | 人数               | 率     | 率       |         |
| 胃がん      | 対象者数      | 45,965           | —     | 46,822           | —     | 47,574           | —     | —       |         |
|          | 受診者数(集団)  | 4,550(80)        | 9.9%  | 4,564            | 9.7%  | 5,111            | 10.7% | —       |         |
|          | 要精検者数     | 1,030            | 22.6% | 989              | 21.7% | 274              | 5.3%  | 11.0%以下 |         |
|          | 精検受診者数    | 569              | 56.1% | 352              | 35.6% | 119              | 43.4% | 70.0%以上 |         |
|          | がん<br>発見数 | 対受診者数            | 4     | 0.09%            | 8     | 0.18%            | 4     | 0.07%   | 0.11%以上 |
|          |           | 対精検受診者数          |       | 0.70%            |       | 2.27%            |       | 0.92%   | 1.0%以上  |
| 子宮がん(頸部) | 対象者数      | 37,989           | —     | 38,643           | —     | 39,201           | —     | —       |         |
|          | 受診者数      | 3,835            | 10.1% | 3,077            | 8.0%  | 3,978            | 10.1% | —       |         |
|          | 要精検者数     | 4                | 0.1%  | 12               | 0.4%  | 21               | 0.5%  | 1.4%以下  |         |
|          | 精検受診者数    | 1                | 25.0% | 4                | 33.3% | 6                | 28.5% | 70.0%以上 |         |
|          | がん<br>発見数 | 対受診者数            | 0     | 0%               | 0     | 0%               | 2     | 0.05%   | 0.05%以上 |
|          |           | 対精検受診者数          |       | 0%               |       | 0%               |       | 33.3%   | 4.0%以上  |
| 子宮がん(体部) | 対象者数      | 37,989           | —     | 38,643           | —     | 39,201           | —     | —       |         |
|          | 受診者数      | 1,929            | 5.1%  | 1,611            | 4.2%  | 750              | 1.9%  | —       |         |
|          | 要精検者数     | 7                | 0.4%  | 4                | 0.2%  | 1                | 0.1%  | —       |         |
|          | 精検受診者数    | 0                | 0%    | 1                | 25.0% | 0                | 0%    | —       |         |
|          | がん<br>発見数 | 対受診者数            | 0     | 0%               | 0     | 0%               | 0     | 0%      | —       |
|          |           | 対精検受診者数          |       | 0%               |       | 0%               |       | 0%      | —       |
| 乳がん      | 対象者数      | 33,401           | —     | 34,036           | —     | 34,608           | —     | —       |         |
|          | 受診者数(集団)  | 3,993<br>(1,046) | 12.0% | 3,777<br>(1,017) | 11.1% | 5,207<br>(1,763) | 15.0% | —       |         |
|          | 要精検者数     | 258              | 6.5%  | 172              | 4.6%  | 273              | 5.2%  | 11.0%以下 |         |
|          | 精検受診者数    | 99               | 38.4% | 94               | 54.7% | 188              | 68.8% | 80.0%以上 |         |
|          | がん<br>発見数 | 対受診者数            | 1     | 0.02%            | 6     | 0.16%            | 11    | 0.21%   | 0.23%以上 |
|          |           | 対精検受診者数          |       | 1.00%            |       | 6.38%            |       | 5.85%   | 2.5%以上  |
| 肺がん      | 対象者数      | 52,639           | —     | 53,609           | —     | 54,431           | —     | —       |         |
|          | 受診者数(集団)  | (456)            | 0.9%  | 9,666            | 18.0% | 11,223           | 20.6% | —       |         |
|          | 喀痰検査      | 29               | 0.1%  | 809              | 1.5%  | 820              | 7.3%  | —       |         |
|          | 要精検者数     | 12               | 2.6%  | 472              | 4.9%  | 287              | 2.5%  | 3.0%以下  |         |
|          | 精検受診者数    | 10               | 83.3% | 156              | 33.1% | 160              | 55.7% | 70.0%以上 |         |
|          | がん<br>発見数 | 対受診者数            | 0     | 0%               | 1     | 0.01%            | 4     | 0.03%   | 0.03%以上 |
| 対精検受診者数  |           | 0%               |       | 0.64%            |       | 2.50%            |       | 1.3%以上  |         |

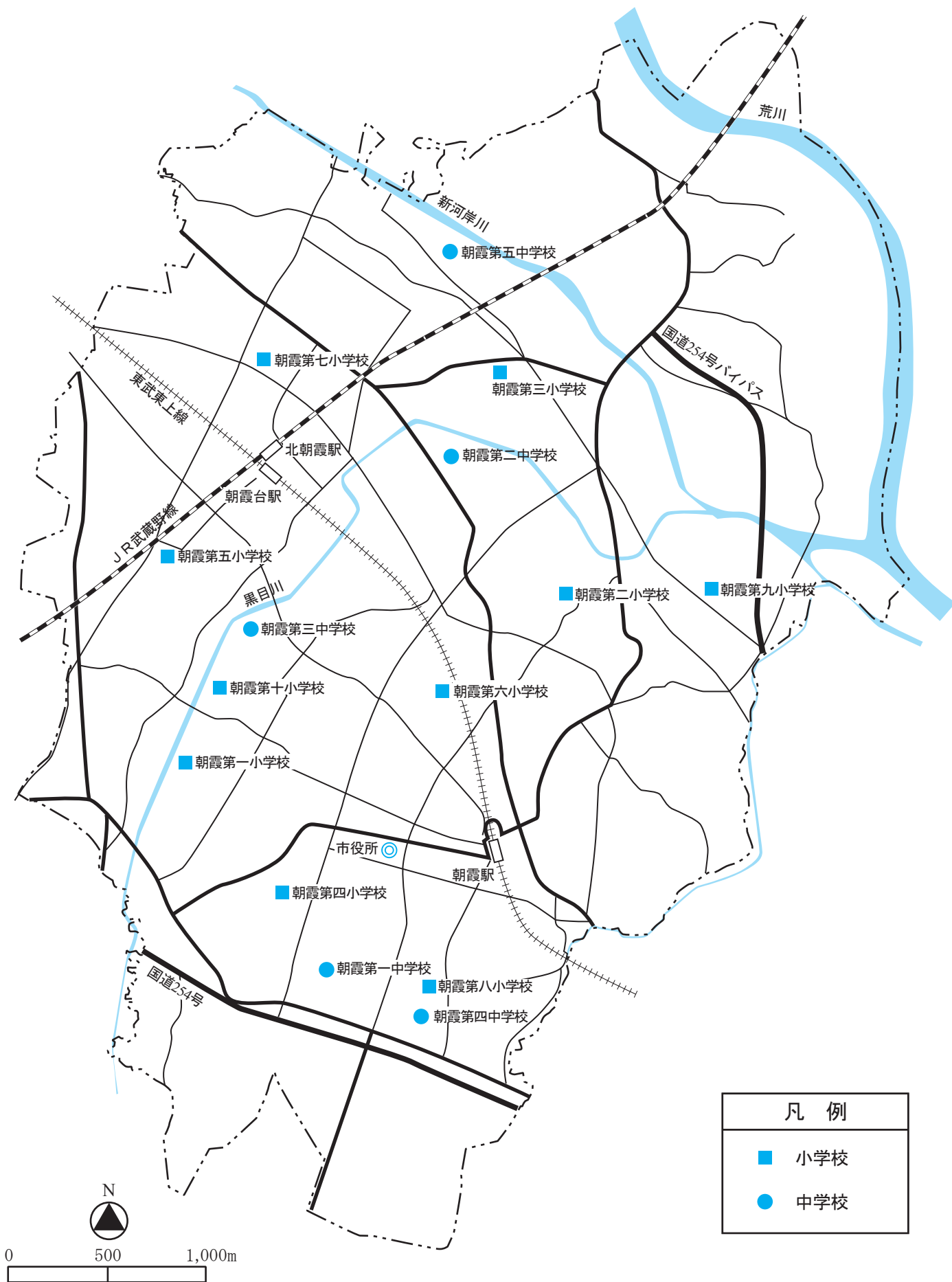
|       |           | 平成19年度   |       | 平成20年度 |       | 平成21年度 |       | ※許容値    |         |
|-------|-----------|----------|-------|--------|-------|--------|-------|---------|---------|
|       |           | 人数       | 率     | 人数     | 率     | 人数     | 率     | 率       |         |
| 大腸がん  | 対象者数      | 55,896   | —     | 56,860 | —     | 57,685 | —     | —       |         |
|       | 受診者数(集団)  | (14,053) | 25.1% | 10,212 | 18.0% | 11,280 | 19.5% | —       |         |
|       | 要精検者数     | 1,001    | 7.1%  | 745    | 7.3%  | 814    | 7.2%  | 7.0%以下  |         |
|       | 精検受診者数    | 171      | 17.1% | 212    | 28.5% | 333    | 40.9% | 70.0%以上 |         |
|       | がん<br>発見数 | 対受診者数    | 5     | 0.04%  | 9     | 0.09%  | 11    | 0.09%   | 0.13%以上 |
|       |           | 対精検受診者数  |       | 2.92%  |       | 4.25%  |       | 3.30%   | 1.9%以上  |
| 前立腺がん | 対象者数      | 9,313    | —     | 9,685  | —     | 9,964  | —     | —       |         |
|       | 受診者数      | 3,957    | 42.5% | 3,545  | 36.6% | 4,093  | 41.0% | —       |         |
|       | 要精検者数     | 292      | 7.4%  | 275    | 7.8%  | 271    | 6.6%  | —       |         |
|       | 精検受診者数    | 88       | 30.1% | 124    | 45.1% | 107    | 39.4% | —       |         |
|       | がん<br>発見数 | 対受診者数    | 12    | 0.30%  | 18    | 0.51%  | 18    | 0.43%   | —       |
|       |           | 対精検受診者数  |       | 13.6%  |       | 14.5%  |       | 16.8%   | —       |

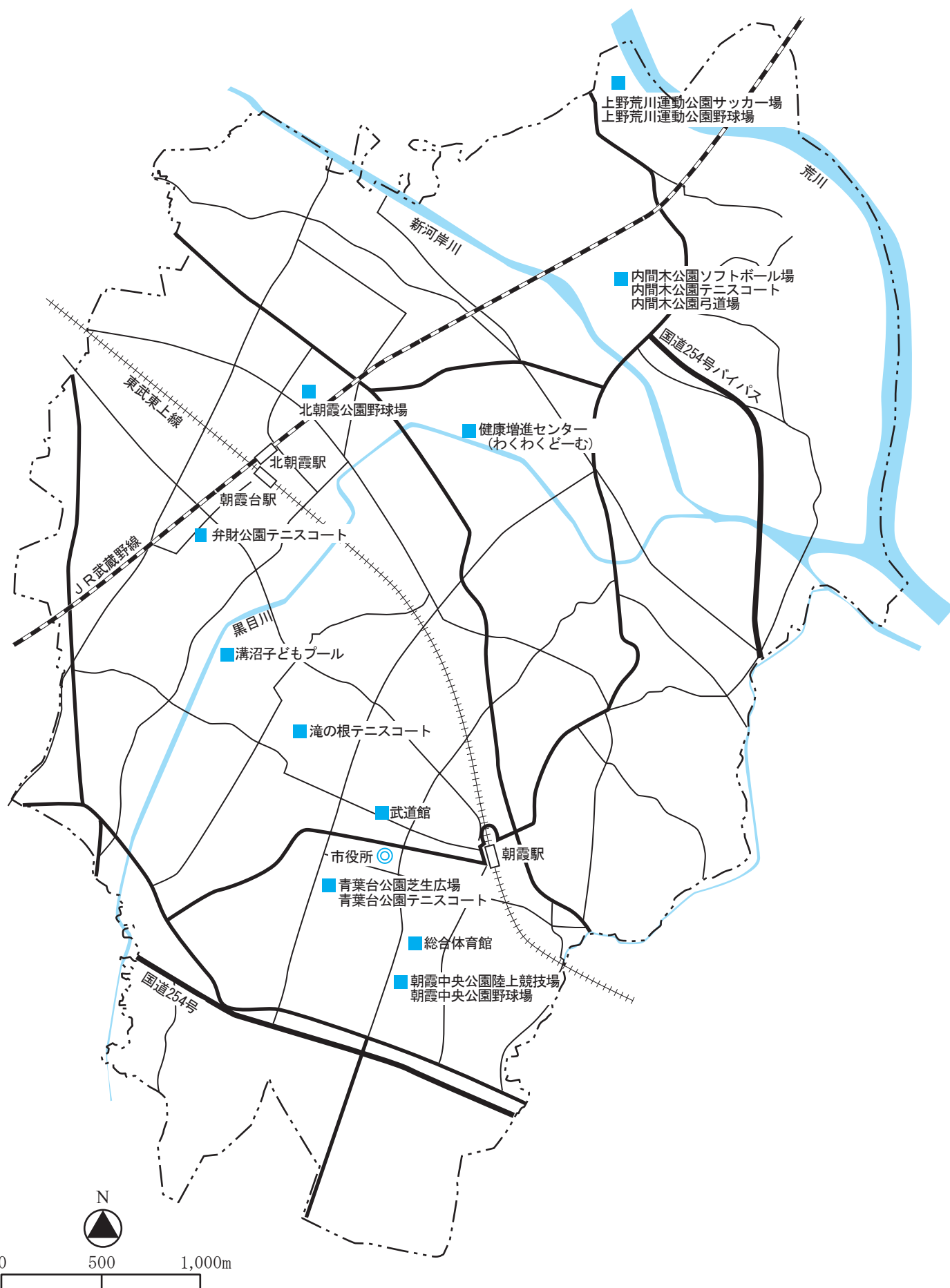
資料：健康づくり課

注：精検受診者数・がん発見数：平成22年5月12日現在

注：許容値：がん検診事業の評価に関する委員会が設定した、精度管理・事業評価における最低限の基準  
 （「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」より抜粋）







【指定文化財一覧】 IV章 5 地域文化（78ページ）

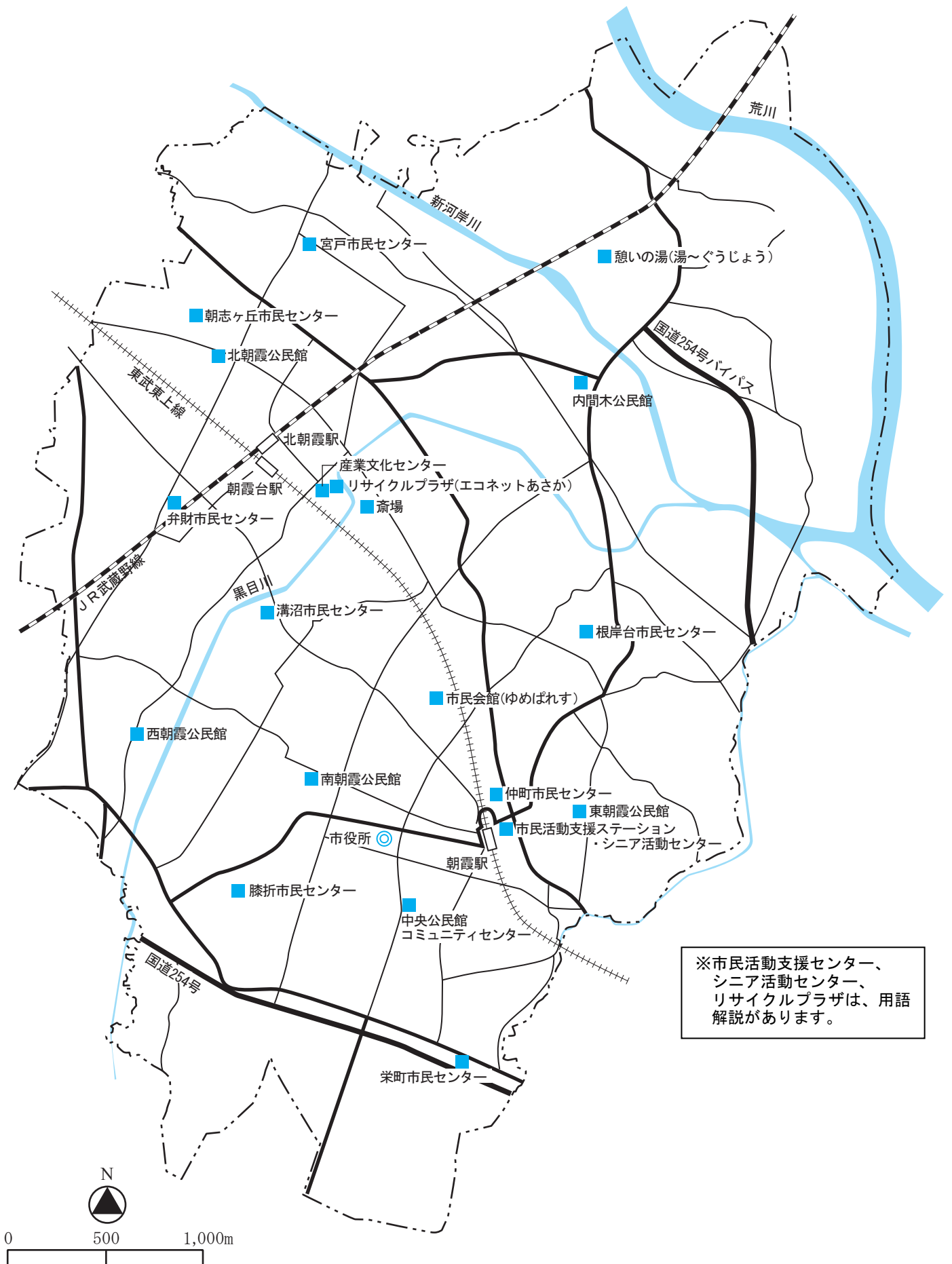
| 種類     | 区分 | 名称                | 所在地(管理者)     | 概要                               | 指定年月日       |
|--------|----|-------------------|--------------|----------------------------------|-------------|
| 建造物    | 重文 | 旧高橋家住宅            | 根岸台(朝霞市)     | 江戸時代中期に建てられた茅葺農家建築               | 平成13年11月14日 |
| 絵画     | 市指 | 絹本着色両界曼荼羅         | 宮戸(宝蔵寺)      | 室町～江戸時代の作と推定される仏画                | 平成4年11月27日  |
| 工芸品・彫刻 | 市指 | 泉蔵寺銅鐘             | 溝沼(泉蔵寺)      | 正徳4年粉河市正作銘のある市内最古の銅鐘             | 昭和51年3月13日  |
|        | 市指 | 溝沼獅子舞用具           | 溝沼(金子家)      | 溝沼獅子舞に使用する用具(獅子頭・太鼓等)            | 昭和48年1月1日   |
|        | 市指 | 鉄造阿弥陀如来立像         | 根岸台(台雲寺)     | 鎌倉末～室町時代に製作された鉄仏                 | 平成6年3月25日   |
| 書跡・古文書 | 市指 | 山岡鉄舟扁額            | 岡(市教育委員会)    | 山岡鉄舟筆による「膝折学校」扁額                 | 昭和48年1月1日   |
|        | 市指 | 相沢家文書             | 岡(市教育委員会)    | 地方文書(江戸時代旧根岸村名主関係文書)             | 昭和48年1月1日   |
|        | 市指 | 内田家文書             | 岡(市教育委員会)    | 地方文書(明治時代前半の戸長関係文書)              | 昭和48年1月1日   |
|        | 市指 | 消防日誌              | 岡(市教育委員会)    | 旧岡村の消防団の出動記録                     | 昭和48年1月1日   |
|        | 市指 | 町名改称許可書           | 岡(朝霞市)       | 「朝霞町」に町名を改称するときの許可書              | 昭和48年1月1日   |
|        | 市指 | 牛山家文書             | 膝折町(牛山家)     | 地方文書(江戸時代旧膝折宿名主関係文書)             | 昭和51年3月13日  |
|        | 市指 | 塩味家文書             | 溝沼(塩味家)      | 地方文書(江戸時代旧溝沼村名主関係文書)             | 昭和51年3月13日  |
|        | 市指 | 奥住家文書             | 岡(市教育委員会)    | 江戸～明治時代の水車(伸銅)関係文書               | 昭和51年3月13日  |
|        | 市指 | 比留間家文書            | 岡(比留間家)      | 地方文書(江戸時代旧岡村名主関係文書)              | 昭和51年3月13日  |
|        | 市指 | 元禄七年秣場争論裁許絵図      | 岡(市教育委員会)    | 江戸時代の共同採草地の利用をめぐる判決文             | 平成7年2月23日   |
| 考古資料   | 県指 | 板石塔婆              | 根岸台(金子家)     | 不動曼荼羅と五輪塔を刻む正安3年銘の板碑2基           | 昭和40年3月16日  |
|        | 県指 | 宮戸薬師堂山経塚出土経筒及び外容器 | 岡(市教育委員会)    | 宮戸で出土した平安時代の経筒・和鏡・甕・鉢            | 平成4年3月11日   |
|        | 市指 | 泉水遺跡出土品           | 岡(市教育委員会)    | 泉水遺跡より発掘調査によって出土した土器・石器          | 昭和48年1月1日   |
|        | 市指 | 六道地藏尊             | 三原(六道地藏尊保存会) | 溝沼・浜崎境にある六道地藏石幢                  | 昭和48年1月1日   |
|        | 市指 | 一乗院の板石塔婆          | 膝折町(一乗院)     | 元徳2年～文明12年までの板碑約190基             | 昭和50年3月17日  |
|        | 市指 | 東圓寺の板石塔婆          | 岡(東圓寺)       | 市内最古の文永5年をはじめとする板碑約25基           | 昭和50年3月17日  |
| 歴史資料   | 市指 | 内間木神社大絵馬          | 岡(内間木神社)     | 市内最古の「秩父礼所参り」をはじめとする大絵馬4面        | 平成12年2月1日   |
| 無形文化財  | 市指 | 溝沼獅子舞             | 溝沼(溝沼獅子舞保存会) | 春・秋に行われる市内に残る唯一の獅子舞              | 昭和48年1月1日   |
|        | 市指 | 根岸野謡              | 根岸台(根岸野謡保存会) | 根岸台地区に伝わる婚礼等でうたわれる謡              | 昭和50年3月17日  |
| 史跡     | 県指 | 柵塚古墳              | 岡(朝霞市他)      | 全長約72m、高さ約8mの県南部を代表する前方後円墳       | 平成14年3月22日  |
|        | 市指 | 広沢の池              | 栄町(市教育委員会)   | 古来より灌漑用水などに利用された湧水池              | 昭和48年1月1日   |
|        | 市指 | 郷戸遺跡              | 根岸台(渡辺家)     | 発掘調査された弥生後期                      | 昭和48年1月1日   |
|        | 市指 | 二本松               | 本町(市教育委員会)   | 江戸時代の庚申塔が立つ旧道の目印                 | 昭和58年11月9日  |
| 天然記念物  | 市指 | 夏ぐみ               | 根岸台(石原家)     | 推定樹齢200年、樹高約10m                  | 昭和50年3月17日  |
|        | 市指 | ゆず                | 根岸台(高橋家)     | 推定樹齢250年、樹高約7m                   | 昭和50年3月17日  |
|        | 市指 | 湧水代官水             | 岡(朝霞市他)      | 灌漑用水などとして地域の人々に「代官水」と呼ばれていた貴重な湧水 | 平成22年9月1日   |

注:重文=重要文化財 県指=埼玉県指定文化財 市指=朝霞市指定文化財

○埼玉県重要選定遺跡

| 種類 | 区分 | 名称   | 所在地(管理者) | 概要                  | 選定年月日      |
|----|----|------|----------|---------------------|------------|
| 史跡 | 県選 | 岡の城山 | 岡(朝霞市他)  | 縄文時代の貝塚や中世の城館跡の残る遺跡 | 昭和44年10月1日 |

資料:文化財課



【歳入決算状況（一般会計）の推移】 Ⅶ章 3 財政（106ページ）

（単位：千円）

| 区 分                   | 平成17年度     | 平成18年度     | 平成19年度     | 平成20年度     | 平成21年度     |
|-----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 歳入合計                  | 35,626,914 | 35,948,199 | 34,572,865 | 35,424,783 | 38,535,357 |
| 市税                    | 18,257,561 | 19,191,850 | 20,689,054 | 21,056,700 | 20,782,769 |
| 地方譲与税                 | 682,878    | 1,127,605  | 259,253    | 249,768    | 234,012    |
| 利子割交付金                | 95,064     | 64,317     | 90,244     | 88,652     | 72,020     |
| 配当割交付金                | 51,320     | 76,977     | 94,447     | 34,990     | 27,467     |
| 株式等譲渡所得割交付金           | 78,700     | 63,339     | 53,260     | 12,098     | 14,710     |
| 地方消費税交付金              | 949,063    | 1,011,417  | 1,000,050  | 932,239    | 994,686    |
| ゴルフ場利用税交付金            | 17,299     | 16,291     | 15,345     | 15,304     | 15,884     |
| 自動車取得税交付金             | 214,842    | 219,743    | 191,368    | 173,203    | 101,440    |
| 国有提供施設等所在市町村<br>助成交付金 | 98,792     | 74,952     | 57,173     | 41,177     | 79,892     |
| 地方特例交付金               | 803,515    | 599,509    | 129,578    | 295,056    | 267,288    |
| 地方交付税                 | 249,052    | 186,789    | 137,018    | 139,970    | 140,124    |
| 交通安全対策特別交付金           | 19,504     | 20,976     | 20,291     | 17,642     | 17,824     |
| 分担金及び負担金              | 463,569    | 475,377    | 507,890    | 483,450    | 503,338    |
| 使用料及び手数料              | 811,306    | 644,771    | 730,927    | 765,683    | 749,512    |
| 国庫支出金                 | 3,190,948  | 3,377,783  | 2,754,247  | 3,299,798  | 6,239,445  |
| 県支出金                  | 985,830    | 1,085,948  | 1,369,469  | 1,335,321  | 1,346,947  |
| 財産収入                  | 366,392    | 39,445     | 10,270     | 20,689     | 14,952     |
| 寄附金                   | 448        | 1,631      | 287        | 3,827      | 391        |
| 繰入金                   | 719,909    | 491,041    | 227,275    | 352,925    | 151,104    |
| 繰越金                   | 2,396,948  | 2,171,213  | 2,684,538  | 1,846,120  | 1,772,925  |
| 諸収入                   | 1,379,474  | 1,098,825  | 1,037,510  | 1,089,693  | 1,039,896  |
| 市債                    | 3,794,500  | 3,908,400  | 2,513,371  | 3,170,478  | 3,968,731  |

資料：財政課

【市税決算状況の推移】

（単位：千円）

| 区 分     | 平成17年度     | 平成18年度     | 平成19年度     | 平成20年度     | 平成21年度     |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 総額      | 18,257,561 | 19,191,850 | 20,689,054 | 21,056,700 | 20,782,769 |
| 普通税     | 17,088,634 | 18,050,069 | 19,536,037 | 19,881,544 | 19,595,119 |
| 市民税     | 8,425,055  | 9,261,691  | 10,557,223 | 10,748,360 | 10,379,167 |
| 固定資産税   | 7,947,858  | 8,040,531  | 8,227,792  | 8,388,085  | 8,501,051  |
| 軽自動車税   | 63,666     | 67,629     | 71,641     | 74,562     | 77,607     |
| 市たばこ税   | 652,055    | 680,218    | 679,381    | 664,041    | 637,294    |
| 特別土地保有税 | -          | -          | -          | 6,496      | -          |
| 目的税     | 1,168,927  | 1,141,781  | 1,153,017  | 1,175,156  | 1,187,650  |
| 都市計画税   | 1,168,927  | 1,141,781  | 1,153,017  | 1,175,156  | 1,187,650  |

資料：財政課

## 【歳出決算状況（一般会計）の推移（目的別、性質別）】

（目的別）

（単位：千円）

| 区 分    | 平成17年度     | 平成18年度     | 平成19年度     | 平成20年度     | 平成21年度     |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 歳出合計   | 33,455,701 | 33,263,662 | 32,726,746 | 33,651,858 | 37,175,266 |
| 議会費    | 281,130    | 273,850    | 248,905    | 252,927    | 277,188    |
| 総務費    | 4,170,452  | 4,132,318  | 4,138,235  | 4,189,710  | 4,683,814  |
| 民生費    | 10,129,306 | 10,917,196 | 11,598,258 | 11,418,903 | 12,247,095 |
| 衛生費    | 3,228,035  | 3,240,710  | 2,617,958  | 2,740,339  | 2,544,215  |
| 労働費    | 57,573     | 48,479     | 40,409     | 29,212     | 47,358     |
| 農林水産業費 | 83,937     | 83,893     | 76,992     | 79,051     | 79,335     |
| 商工費    | 194,876    | 190,129    | 193,485    | 202,421    | 2,168,353  |
| 土木費    | 4,380,254  | 6,115,360  | 5,274,233  | 3,669,699  | 2,808,597  |
| 消防費    | 1,288,037  | 1,238,281  | 1,283,957  | 1,288,258  | 1,280,101  |
| 教育費    | 7,455,420  | 4,712,108  | 4,664,907  | 6,953,379  | 8,164,985  |
| 公債費    | 2,186,294  | 2,310,808  | 2,586,524  | 2,822,100  | 2,874,225  |
| 諸支出金   | 387        | 530        | 2,883      | 5,859      | -          |
| 予備費    | -          | -          | -          | -          | -          |

資料：財政課

（性質別）

（単位：千円）

| 区 分       | 平成17年度     | 平成18年度     | 平成19年度     | 平成20年度     | 平成21年度     |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 歳出合計      | 33,455,701 | 33,263,662 | 32,726,746 | 33,651,858 | 37,175,266 |
| 人件費       | 6,047,891  | 6,007,891  | 6,047,334  | 6,119,057  | 6,138,577  |
| 扶助費       | 4,355,173  | 4,583,558  | 5,101,927  | 5,296,115  | 5,845,953  |
| 公債費       | 2,186,232  | 2,310,796  | 2,586,512  | 2,822,090  | 2,874,225  |
| 物件費       | 7,832,932  | 7,405,546  | 7,973,680  | 7,653,541  | 7,769,765  |
| 維持補修費     | 360,022    | 391,289    | 416,678    | 446,353    | 477,536    |
| 補助費等      | 2,622,062  | 2,646,258  | 2,685,363  | 3,316,231  | 5,512,334  |
| 積立金       | 933        | 997        | 25,433     | 5,008      | 3,921      |
| 投資・出資・貸付金 | 131,190    | 110,080    | 102,080    | 95,600     | 115,678    |
| 繰出金       | 3,057,716  | 3,201,617  | 3,443,147  | 2,539,673  | 2,375,330  |
| 普通建設事業費   | 6,861,550  | 6,605,630  | 4,344,592  | 5,358,190  | 6,061,947  |
| 補助事業費     | 1,959,955  | 2,840,147  | 805,918    | 1,658,005  | 1,776,004  |
| 単独事業費     | 4,901,595  | 3,765,483  | 3,538,674  | 3,700,185  | 4,285,943  |

資料：財政課

## 8 用語解説

(本文中で「※」を付した用語の解説一覧)

| 用語         | 解説  | ページ   |
|------------|---|---|
| <b>あ行</b>  |   |   |
| ICT、IT     | 【アイシーティ】(Information and Communication Technology)<br>【アイティ】(Information Technology)<br>情報通信技術、また、それをを用いたサービスや事業等   | (ICT)<br>21、30、<br>103、105<br>(IT)<br>5、21            |
| 朝霞ブランド     | 朝霞の風土、歴史、素材などを活かしたアイデアあふれる商品や製法、品質、機能などの商品特性に優れ、朝霞市をアピールできる商品。朝霞ブランドとして認定し、市民一人ひとりが自信と誇りを持てる朝霞ブランドを市の内外に発信し、地域の活性化を図る制度   | 21、28、82、<br>83                                       |
| 荒川近郊緑地保全区域 | 首都圏近郊緑地保全法に基づく緑地の保全地域。この法律は、首都圏の既成市街地の近郊に存在する自然環境の良好な地域を保全することが、首都及び周辺地域住民の健全な生活環境を確保し、首都圏の秩序ある発展を図るために欠くことができない条件であることから、その保全に関し必要な事項を定めた法律。国土交通省が所管し、近郊緑地保全区域の指定、同区域内の各種行為の規制、保全に要する費用の負担等が定められている。 | 14、32   |
| NPO        | 【エヌピーオー】(Nonprofit Organization) ボランティア団体や市民活動団体などの民間の非営利組織のこと。そのうち、特定非営利活動促進法(通称NPO法)に基づく法人格を取得した団体は特定非営利活動法人(通称NPO法人)という。   | 16、17、18、<br>21、30、65、<br>73、83、92、<br>93、102、<br>103 |
| 温室効果ガス     | 太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。  | 4、20、25、<br>50、51                                     |
| <b>か行</b>  |   |   |
| 外国語活動      | 外国語を通じて言語や文化について体系的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養うこと。外国語は、英語を取り扱うことを原則としている。   | 96、97   |
| 開発手続き条例    | 正式名称は、朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例。この条例は、市、事業者等及び市民等が一体となって安全かつ安心で快適な住環境の整備の推進を図り、住みよいまちづくりの実現を目指すものである。市が、市民及び事業者とともに地域の実情に応じたまちの環境整備を進めるために、いままで運用してきた指導要綱に代わり、条例を定め、その手続きや基準の明確化、厳格化を図った。平成21年4月1日施行。    | 42、43   |
| 課税自主権      | 地方税に関して地方団体が税目や税率を自主的に決めることができる権限。  | 18  |

| 用語           | 解説  | ページ  |
|--------------|---|--|
| 学校評議員制度      | 学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開するため、学校長が保護者や地域住民の意見を幅広く聞くことを目的とする制度。  | 71   |
| 合併処理浄化槽      | し尿と生活雑排水（風呂、台所等からの汚水）をあわせて処理する浄化槽   | 25、53  |
| 家庭保育室        | 保護者の労働または傷病等の事由により保育が困難な0歳児（生後8週間以上）から2歳児までの乳幼児を保育施設等で預かるサービス。本市では、基準を満たす施設を指定し、施設の運営費等を補助するほか、所得に応じ保護者に対して7,000～47,000円の保育料補助を実施している。  | 59   |
| 環境パートナーシップ   | 環境問題を解決するために市や市民、事業者、NGO等の団体など、異なる利害関係の立場にある人たちがそれぞれの立場から積極的に協力して行動すること。以前の公害問題は、規制を強化することで、行政対応で対策がとられてきたが、増え続けるごみ問題や生活雑排水による水質汚濁問題、化石燃料の使い過ぎによる地球温暖化問題など最近の環境問題は、行政による規制だけでは解決できず、住民や事業者など皆が協力して行動し解決しなければならない問題であることから、共に協力しあって行動するというパートナーシップという考え方がいろいろなところで提唱されている。 | 25、50、51   |
| 環境マネジメントシステム | 事業者が行う環境保全のための取組みの手法で、行政や企業等の組織が、法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することを指し、そのための（1）環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、（2）これを実行、記録し、（3）その実行状況を点検して方針を見直し、実行するという一連の手続きのこと。  | 51   |
| 旧暫定逆線引き地区    | 農地等が残り、当分の間、市街地整備の見通しが明確でない区域について、用途地域を残したまま一旦、市街化調整区域に編入し、その後、土地区画整理事業等の計画的な整備の実施が確実となった時点で市街化区域に再編入するとした地区（昭和59年～平成15年に適用された埼玉県独自の制度）。平成23年1月21日に市街化区域への編入が都市計画決定された。   | 14、15、32、33、34、38、39、42、43                                   |
| 協働           | パートナーシップをもって、それぞれの能力を活かして役割と責任を分担し、同じ目的の実現に取り組む活動   | 2、8、15、18、22、25、32、33、36、37、47、50、51、91、93、96、97、102、103、122 |
| ケアマネジメント     | 生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。利用者和社会資源の結び付けや、関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。なお、介護保険においては、ケアマネジメントは「介護支援サービス」と呼ばれる。   | 63   |
| ケアマネジャー      | 介護保険法に基づいて、要介護者等の自立した日常生活を支援する専門職。要介護者等の課題（ニーズ）の把握、ケアプラン（介護サービス計画）の作成、各事業者・施設との連絡調整、給付管理などのケアマネジメント（介護支援サービス）などを行う。介護支援専門員ともいう。   | 61   |



| 用語             | 解説   | ページ                                    |
|----------------|--|--|
| 景観行政団体         | 景観法に基づいて、景観計画を定めることができる団体。朝霞市は、景観行政団体である埼玉県の計画により景観行政を進めているが、市独自に景観行政を進めるために、景観行政団体への移行を目指している。  | 24、40、41                               |
| 建築協定           | 建築基準法などの一般的な制限以外に、市町村が条例で定める一定区域内で関係権利者の全員の合意のもとに、建築の敷地・構造・意匠などについて取り決める協定。  | 42、43                                  |
| 権利擁護センター       | 認知症高齢者や障害のある人が、判断能力が不十分なために権利が侵害されないよう、本人やその家族などからの生活上の悩みや困りごとに対して、専任の生活相談員（社会福祉士など）や弁護士、司法書士、社会保険労務士が専門的な立場から問題を整理し、解決に向けて支援（助言、関係機関との調整など）するところ。   | 65                                     |
| 合計特殊出生率        | 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率をすべて足した数字のことで、一人の女性が一生の間に出産する子供の平均の数を表す。合計特殊出生率＝(母の年齢別出生数／年齢別女子人口)の15歳から49歳までの合計。  | 4、20                                   |
| 高齢者安心見守り通報システム | 65歳以上のひとり暮らしの等の方で、日常生活において不安を感じる方に、緊急時、ボタンを押すことで消防署に通報できる機器を有料で設置するシステム。月額500円（生活保護受給者等は無料）で利用することができる。  | 60、61                                  |
| 子育て支援センター      | 保育園等に併設され、親子が集まって過ごしたり、相談をする場。本市では、現在8か所で実施している。   | 58、59、65                               |
| 子どもの権利条約       | 一人ひとりの子どもがその能力を最大限に発達させ、自由で民主的な大人へと成長する権利を保障し、それを実践するために国や大人がしなければならないことを規定した国際条約。1989年に国連で採択され、日本は1994年に批准した。   | 59                                     |
| コミュニティビジネス     | 地域住民が主体となって、地域の抱える課題の解決や地域住民のニーズに応える活動をビジネスとして行い、住みやすい地域づくりに貢献する仕組み。   | 8、17、83                                |
| <b>さ行</b>      |  |  |
| 彩夏ちゃんサポート商品券   | 元気な高齢者等のボランティアが、援助の必要な高齢者、障害者、子育て中の方々を有償で支援し、ボランティア自身の介護予防と本市の商業振興等につなげるため、朝霞市商工会で実施している「朝霞支え合い事業」において取り扱っている商品券。彩夏ちゃんサポート商品券は1枚500円（1時間）。なお、「朝霞支え合い事業」に関係なく商品券として購入し、商品券取扱加盟店で利用することもできる。 | 23                                     |
| 埼玉県景観条例        | 埼玉県の景観形成を進めるための施策を講ずるとともに、景観法に基づいて必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした景観形成を推進し、もって魅力と風格のある郷土の形成に寄与することを目的に制定されている条例。本市も適用されている。   | 40、41                                  |
| 埼玉県スポーツリーダーバンク | 県内でスポーツに関わる組織団体の中からスポーツ活動に対して十分な理解と知識を有する指導者を登録し、依頼に基づいて派遣する仕組み。   | 77                                     |
| 再利用、再資源化       | 一般的に3R（Reduce、Reuse、Recycle）と呼ばれる。Refuse（ごみを出さない）を含めると4R。  | (再利用)<br>4<br>(再資源化)<br>4、15、25、<br>53 |

| 用語           | 解説  | ページ                   |
|--------------|---|-----------------------|
| CMS          | 【シーエムエス】(Content Management System) ホームページを作成する形態の一つ。Web コンテンツを構成するテキストや画像などのデジタルコンテンツを統合・体系的に管理し、配信など必要な処理を行うシステムの総称。コンテンツ管理システムとも呼ばれる。(Web とは、インターネットで標準的に用いられる情報提供システムの一つで、ワールドワイドウェブ(world wide web)のこと。) | 102                   |
| 市街化区域        | 都市計画法に定める都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。  | 8、32、38、39            |
| 市街化調整区域      | 都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化が抑制される区域。宅地造成などの開発は原則として制限される。  | 6、8、12、14、15、32、33、50 |
| 指定管理者        | 公の施設の管理委託先について、公的主体に限定されていた管理委託制度に代わり、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることを可能にした制度。地方自治法に基づく。本市では平成18年4月より、健康増進センター(わくわくどーむ)などに導入。  | 66、105                |
| 児童虐待防止ネットワーク | 市の福祉関係部署及び保健センター、教育委員会、県児童相談所、県保健所、警察署、医師会、民生・児童委員などによって構成され、児童虐待防止のための情報交換や効果的な対応について連携して協議・実践する仕組み。   | 59                    |
| 児童憲章         | 日本国憲法の精神に基づいて、1951年に制定された児童の権利の宣言的文書。   | 59                    |
| 児童遊園         | 最も身近な街区レベルにある都市公園を補完する子どもや幼児の遊びの空間。   | 36、37、59、127          |
| シニア活動センター    | シニア世代(おおむね50歳以上)の方が、これまで培った知識や経験を地域活動に活かせる講座の企画、及び現在活動している団体の情報の収集や提供などを行う施設。市民活動支援ステーションと併設。   | 93                    |
| 市民活動支援ステーション | NPOなどの市民活動を支援するため、団体活動のPRのためのポスター掲示や、市民活動に関する資料を配布できるほか、参加や運営のご相談に応じる施設。シニア活動センターと併設。   | 92、93                 |
| 循環型社会        | 環境への負荷を減らすため、自然から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって廃棄されるものを最小限に抑える社会。  | 4、15、16、25、50、51、53   |
| 障害者支援費制度     | 障害者自立支援法以前のサービスで、利用者自らがサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約してサービスを利用できる制度のこと。  | 4                     |
| 障害者就労支援センター  | 障害のある人が働くことを一緒に考え、お手伝いする機関。具体的には、就労に関する相談、就職の準備、職場の開拓、職場見学や実習、就職した際の職場定着、就業生活の支援などを行っている。   | 63、87                 |
| 食育           | 生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習等の取り組み。   | 17、58、67、70、71、85     |
| ショートステイ      | 家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において児童を預かるサービス。本市では、市内里親2家族と契約し、事業を実施している。   | 59                    |
| 人口置換水準       | 人口規模を一定に維持するために必要な水準(一般的には2.08)。  | 4                     |

| 用語         | 解説  | ページ          |
|------------|---|--------------|
| 浸透施設       | 建物の屋根に降った雨水を集めて地中に浸透させるため、地面の下に設置されるもの。浸透ます（主に底面から雨水を浸透させる）と浸透トレンチ（側面からも浸透させることができ、一般的に浸透ますより規模が大きい）がある。  | 39           |
| スクールガード    | 学校や学区の巡回を定期的に行い、学校及び地域のボランティアと協力して子どもたちの安全を守ること。  | 55           |
| 3 R        | 【スリーアール】 3 R（スリーアール）とは、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の総称。<br>一つめのR（リデュース）は、物を大切に使い、ごみを減らすこと。<br>二つめのR（リユース）は、使える物は、繰り返し使うこと。<br>三つめのR（リサイクル）は、ごみを資源として再び利用すること。 | 25、53        |
| 生産緑地       | 市街化区域にある農地を計画的に保全することによって、その緑地機能を活かし、公害や災害の防止に役立てるとともに良好な都市環境を形成しようとする。本市では、188地区（46.25ha）が指定されている。   | 8            |
| 成年後見制度     | 民法に基づく認知症、知的障害、精神障害などのために判断能力が十分ではない人を保護するための制度。そのような人が契約を結ぶ必要がある場合などに、本人に代わってこれらの行為を行うなどの後見的役割を務める成年後見人などを家庭裁判所が選任することによって、その判断能力を補うもの。  | 65           |
| 生物多様性      | あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。   | 20、25、51     |
| セーフティネット   | 生活の救済策を図ることで安全・安心を提供する社会保障を指す。安全策、特に（財政上の）保証などを指す。サーカスの安全網に由来。  | 4、16、86、87   |
| SOHO       | 【ソーホー】（Small Office/Home Office）ICT（情報通信技術）を活用するなどして、個人あるいは少人数で、小さな事務所や自宅をオフィスとし、事業活動を行う形態のこと。  | 8            |
| <b>た行</b>  |   |              |
| 第1号被保険者    | 介護保険法において、市町村の区域内に住所がある65歳以上の被保険者。なお、第2号被保険者は、市町村の区域内に住所がある40歳以上65歳未満の医療保険加入者。  | 60、61        |
| 太陽光発電      | 日光が当たると直流電気が発生する太陽電池パネルを利用した発電方法のこと。太陽エネルギーは無尽蔵であるほか、二酸化炭素や汚染物質を出さないクリーンエネルギーとして注目されている。  | 51           |
| 単独処理浄化槽    | し尿（トイレからの汚水）のみを処理する浄化槽。   | 53           |
| 地域主権       | 日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むこと。   | 21           |
| 地域包括支援センター | 地域の住民の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援する市町村の機関。地域における介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的マネジメントを担う。  | 61、64、65、121 |
| 地区計画       | ひとまとまりの街区レベルで、それぞれの地域にふさわしい特徴を持った街づくりを行うために設けられた都市計画法に基づく制度。スプロール化の防止や環境保全を目的にした都市計画のひとつ。   | 33、42、43     |

| 用語         | 解説  | ページ             |
|------------|---|-----------------|
| 地産地消       | 地域で生産されたもの（農産物等）を地域で消費すること。   | 17、23、85        |
| テーマ・コミュニティ | 共通の関心（たとえば、環境美化、高齢者支援など）に基づき、自主的な活動を共にするグループや団体、あるいは、その活動のネットワーク。   | 6、17            |
| TMO        | 【ティーエムオー】（Town Management Organization） タウンマネジメント機関の略。中心市街地活性化法に基づいて市区町村が定める「活性化基本計画」に沿って具体的事業を計画、推進していくための機関。  | 85              |
| 低炭素社会      | 地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システムのこと。  | 25、50、51        |
| DV         | 【ディーブイ】（Domestic Violence、ドメスティックバイオレンス）配偶者・恋人・その他親密な関係にある者（過去にあったものも含む）が、相手に対して振るう身体的・精神的・性的・経済的暴力のことであり、「安心」「自信」「自由」という人間らしく生きる権利を奪うもの。例えば、殴る・蹴るはもちろんのこと、威嚇する、妻や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。 | 20、21、94、95     |
| 透水性舗装      | 路面に降った雨水を舗装内のすき間を利用して、そのまま地中に還元する機能を持った舗装。  | 35、39           |
| 特認校制度      | 特色ある教育活動を展開してる小・中学校（対象校）の教育を希望する保護者・児童に、一定の条件を付し、特別に入学（転学）を認める制度。   | 71              |
| 特別支援教育     | 障害（LD、ADHD、高機能自閉症なども含む）のある児童生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。   | 63              |
| 特別緑地保全地区   | 都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区。  | 36、37           |
| 都市公園       | 都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体又は国が設置するもの、及び地方公共団体が都市計画区域において設置する公園又は緑地（地区公園はその一種）。   | 15、36、37、59、127 |
| <b>な行</b>  |   |                 |
| ニュースポーツ    | 国内外を問わず最近生まれたスポーツ、諸外国で古くから行われていたが最近我が国で普及したスポーツ、既存のスポーツ・成熟したスポーツのルール等を簡略化したスポーツなどの総称。   | 77              |
| ノーマライゼーション | 障害のある人や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。   | 26、62、63        |
| ノンステップバス   | 誰でも乗り降りしやすいよう、床を低くして乗降口の階段をなくしたバス。本市では、市内循環バスわくわく号や一部民間バス路線で導入されている。  | 48、49           |
| <b>は行</b>  |   |                 |
| ハイリスクケース   | 母子保健のハイリスクケースとは、身体的、心理的、社会的要因などにより、健康の保持または増進をさまたげる可能性の高いケースのこと。  | 66              |
| パートナーシップ   | 互いの違いを認め、自立（自律）した台頭の立場で尊重し合い協力する関係性   | 11、25、51        |

| 用語             | 解説   | ページ            |
|----------------|--|----------------|
| 育み支援バーチャルセンター  | 発達障害児者支援体制。<br>発達障害を含む発達につまずきのある子どもたちの早期発見、早期支援と、とぎれのない総合的な支援を図り、もってその福祉の増進に寄与するための仕組み。  | 62             |
| パブリック・コメント制度   | 行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、案に対して広く市民が意見や情報を提出する機会を設け、提出された意見等を行政機関による最終的な意思決定に反映する制度。   | 103            |
| バリアフリー化        | 社会生活上の障壁（バリア）を除去すること。元々は建築用語で、建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強かったが、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられる。  | 25、26、48、49、63 |
| P D C A        | 【ピーディーシーエー】（Plan-Do-Check-Action） 計画－実施－点検－改善の意。業務を継続的に4段階で繰り返して改善する手法。  | 18、23、105      |
| ビオトープ          | ドイツ語のBio（生物）とTop（場所）の合成語で「野生生物が共存共生できる生態系をもった場所」という意味。   | 51             |
| 病院群輪番制         | 二次保健医療圏ごとに複数の病院が当番制で休日・夜間診療を実施し、重症救急患者に対する診療を行う制度。   | 67             |
| ファシリティマネジメント   | 市が保有する施設（土地、建築物、設備等）において、最適な状態で保有し、賃借し、使用し、維持するための総合的な経営管理活動。  | 105            |
| ファミリーサポートセンター  | 子育ての援助をしてほしいファミリー会員と子育ての手助けをするサポート会員を募り、ファミリー会員の依頼内容や要望に合うサポート会員を紹介する有償のボランティア活動の会員組織。   | 59             |
| 福祉作業所          | 一般就労が難しい障害のある人に障害に応じた作業を提供し、仕事や生活の支援を通して社会的自立を図る施設。  | 64             |
| 放課後児童クラブ       | 保護者が就労等に昼間家庭にいない場合などに、指導員のもとで子ども（おおむね10歳未満）の生活の場を提供するもの。本市では、保護者が就労等の理由で、放課後に保育の必要な市内在住の小学校1～3年生まで（障害のある児童は6年生まで）を保育している。各小学校区に1施設、現在計10施設設置している。  | 26、58、59       |
| ポケットパーク        | 小さな公園の意味で、都市生活の中での潤いや休憩のために整備された比較的小規模な空間のこと。  | 35、43          |
| ボランティアコーディネーター | ボランティア活動を行う市民とそのニーズを持つ市民又は組織をつないだり、組織内での調整を行うスタッフ。   | 65             |
| <b>や行</b>      |  |                |
| ユニバーサルデザイン     | あらゆる年齢や性別、体型、障害の有無・程度にかかわらず、誰にでも使いやすい製品・建物・空間等のデザイン。   | 15、35、62、63    |
| <b>ら行</b>      |  |                |
| ライフライン         | 電気、水道、ガス、電話など日常生活に不可欠な線や管で結ばれたシステムの総称。   | 39             |
| リサイクルプラザ       | 通称「エコネットあさか」の施設名であり、廃棄物の再生利用促進やごみ問題の意識啓発などを積極的に推進するための情報拠点施設のこと。1階にはリサイクル品の展示・斡旋をするリサイクルショップ・リサイクルギャラリー、2階にはリサイクル情報図書コーナー・不用品情報交換コーナー、3階にはリサイクル活動室や、各種講座・教室などを行うリサイクル工房・リフォーム工房が設置されている。 | 51             |

| 用語           | 解説   | ページ   |
|--------------|--|-------|
| 緑被率          | 市の面積に対し、樹林や草地等の緑地が占める割合を示す。対象地は、公共的施設である公園や学校、住宅地や工場、寺社などの林地、草地、農地、河川の水面など。  | 36    |
| <b>わ行</b>    |  |       |
| ワーク・ライフ・バランス | 仕事と私生活がうまく調和できるよう、男女の働き方の見直しを進めること。単に労働時間を短くすることではなく、仕事の進め方や時間管理の効率化を進めるとともに、短時間労働、フレックスタイム制、在宅勤務、育児・介護休業法制度、多目的な長期休暇など多様な働き方ができる柔軟な就業環境を整えることを指す。 | 21、94 |

◆計画書中の図については、平成23年1月現在で作成したものです。

◆計画書中のデータについて、年月日の記載のないものは、当該年度の年度末時点における数値です。

第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画  
(平成23年2月発行)

発行 朝霞市

編集 政策企画室

〒351-8501

埼玉県朝霞市本町 1-1-1

電話 048-463-1111(代表)

URL <http://www.city.asaka.saitama.jp>



